

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成21年1月20日提出
【計算期間】	第４期（自 平成19年10月23日 至 平成20年10月20日）
【ファンド名】	S G ロシア東欧株ファンド
【発行者名】	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 出川 昌人
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋兜町5番1号
【事務連絡者氏名】	ディスクロージャー部 青木 章人
【連絡場所】	東京都中央区日本橋兜町5番1号
【電話番号】	03-3660-5102
【縦覧に供する場所】	該当なし

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

この投資信託は、外国投資法人「オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパ」のユーロ建投資証券、ならびに外国投資法人「SGAM Fund マネー マーケット（ユーロ）」のユーロ建投資証券などわが国および外国の公社債等（短期金融商品を含みます。）へ投資する投資信託証券への投資を通じ、長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

※ ファンドが組入対象とする投資信託証券は、追加・変更されることがあります。

② ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信／海外／株式に属します。商品分類については社団法人 投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類し、ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。ファンドの仕組みについては後述の「(2) ファンドの仕組み」をご参照ください。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信 追加型投信	国 内 海 外 内 外	株 式 債 券 その他資産（ ） 資産複合	MMF MR F E T F	インデックス型 特殊型

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

追加型投信	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
海 外	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株 式	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () その他資産 () その他資産 (投資信託証券 (株式))	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージン グ 中東	ファミリー ファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり () なし	日経225 TOPIX その他 ()	ブル・ベア 型 条件付運用 型 ロング・ ショート 型∕ 絶対 収益追求型 その他 ()

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産 (投資信託証券(株式))	目論見書または信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式に投資することを目的とする投資信託を源泉とする旨の記載があるものをいう。
年1回	目論見書または信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
欧州	目論見書または信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。
為替ヘッジなし	目論見書または信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

※商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

③ 信託金の限度額

信託金の限度額は1,000億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

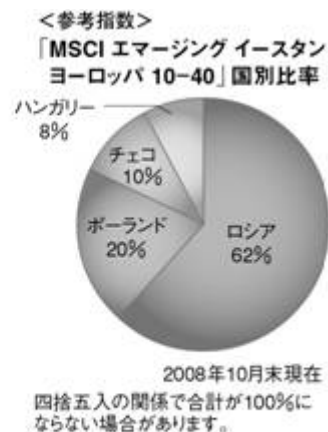
④ ファンドの特色

1. 主として、ロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業に投資し、長期的な信託財産の成長を目指します。（今後の政治・経済環境の変化にともない、投資対象国は増えることがあります。）

ロシア・東欧諸国の市場に上場する株式、DR（預託証券）、ロンドン等その他の市場に上場しているロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業が投資の対象となります。



※MSCIエマージング イースタン ヨーロッパ10-40 (MSCI EM Eastern Europe10-40)とは、MSCI Inc.が開発したロシア・東欧株式市場の代表的指数のひとつです。また、国別比率はMSCIデータをもとに、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社が計算作成しております。



2. ファンド・オブ・ファンズの形式で運用を行います。

「SG ロシア東欧株ファンド」は、ルクセンブルグ籍の投資信託証券「オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパ」と「SGAM Fund マネー マーケット (ユーロ)」に投資します。

ロシア・東欧株式への実質的な投資は「オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパ」を通じて行い、その組入れを高位に保ちます。

3. 原則として、為替ヘッジは行いません。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組みは、以下の通りです。

<SG ロシア東欧株ファンドの仕組み>

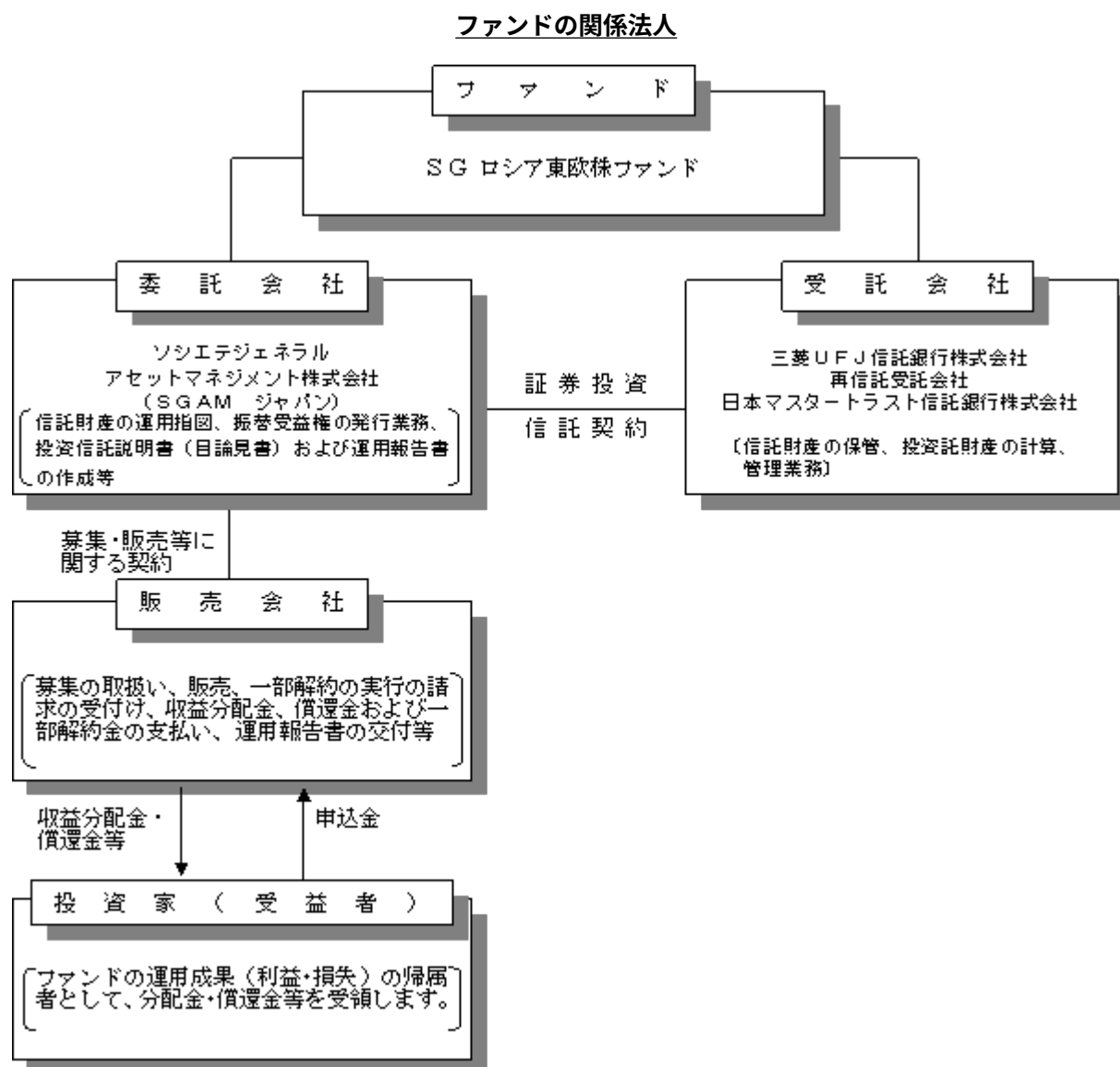


※ファンドが組入対象とする投資信託証券は、追加・変更されることがあります。

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ[※]の形式で運用を行います。

※「ファンド・オブ・ファンズ」とは、社団法人投資信託協会が定める規則において、主として投資信託証券（証券投資信託受益証券及び証券投資法人の投資証券（親投資信託を除く））への投資を目的とするファンドをいいます。

ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。



《各契約の概要》

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
証券投資信託契約 (証券投資信託にかかる信託契約 (信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概況

名称等	ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社（金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号）			
資本の額	12億円			
会社の沿革	昭和46年11月22日 山一投資カウンセリング株式会社設立 昭和55年 1月 4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 平成10年 1月28日 ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社（現SGAMノースパシフィック（株））が主要株主となる 平成10年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成10年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 平成16年 8月 1日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成19年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う			
大株主の状況	名 称	住 所	所有株式数	比 率
	SGAMノースパシフィック（株）	東京都中央区日本橋兜町5番1号	2,400,000株	100%

（本書作成日現在）

ソシエテ ジェネラル グループの表記について

本書において、ソシエテ ジェネラル アセット マネジメントを「**SGAM**」と表示することがあります。ファンドの関係法人またはグループ会社の名称を以下のように示すことがあります。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント （本社・フランス パリ）	SGAM
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 （本社・日本 東京）	SGAM ジャパン
ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント インターナショナル リミテッド （本社・イギリス ロンドン）	SGAM UK

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 運用方針

ファンドは、長期的な信託財産の成長を図ることを目的として、ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

② 投資態度

- （イ）主として「オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパ」の投資信託証券、ならびにわが国および外国の公社債等（短期金融商品を含みます。）へ投資する投資信託証券への投資を通じて、運用を行います。
- （ロ）「オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパ」を通じて、主としてロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業に投資します。
- （ハ）原則として、「オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパ」の組入

比率を高位に保つものの、各証券への投資比率には制限を設けません。

(ニ) 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

(ホ) 組入対象とする投資信託証券は、追加・変更することがあります。

(ヘ) 投資信託証券のほか、コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等に直接投資することがあります。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいいます。）にかかる権利のうち、次に掲げる権利

(1) 有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

(2) 有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）にかかる権利

(3) 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利

ハ. 金銭債権

ニ. 約束手形

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

(a) 為替手形

② 投資対象とする有価証券

(a) 投資信託またはおよび外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）

(b) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）

(c) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

(d) 外国または外国法人の発行する証券または証書で、前号の証券または証書の性質を有するもの

(e) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、(a)および(b)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③ 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

(a) 預金

(b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

(c) コール・ローン

(d) 手形割引市場において売買される手形

(e) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

(f) 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

前記②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を(a)から(f)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

④ その他

(a) わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに

掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとし

- (b) 一部解約金の支払資金に不足額が生じたときは、資金借入れをすることができます。

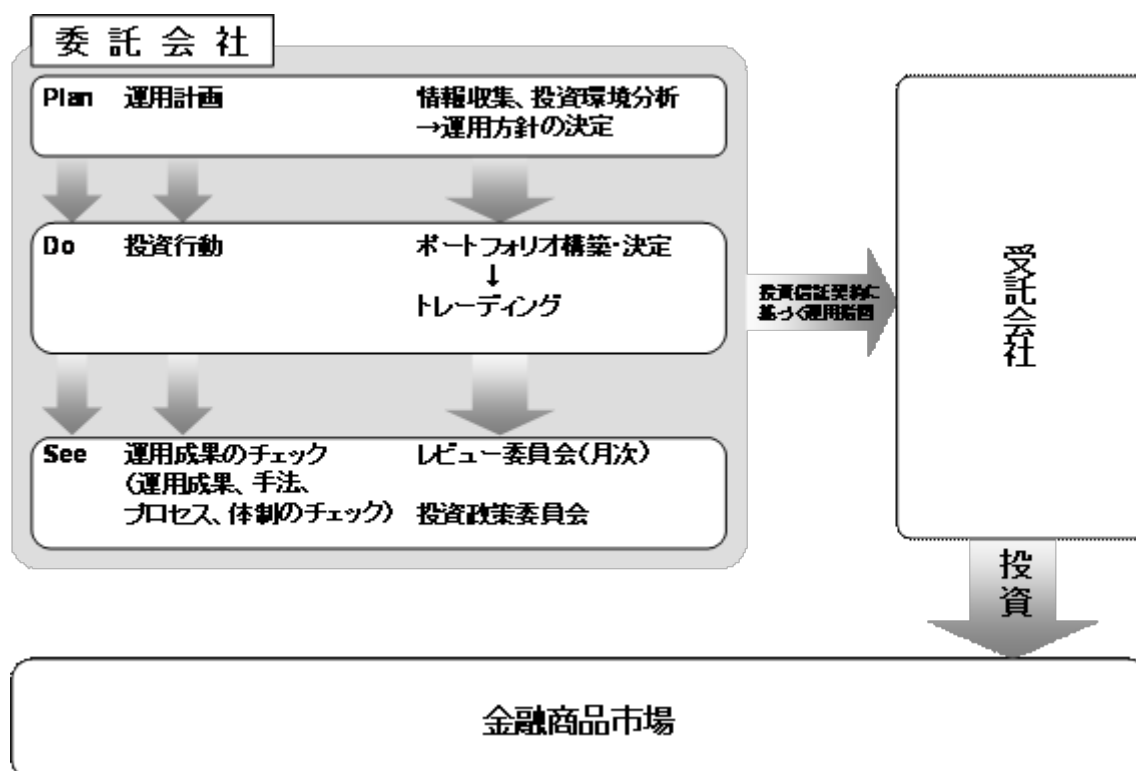
参 考 情 報

ファンドが投資する投資信託証券およびその概要

ファンド名	オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパ
形態	ルクセンブルグ籍投資法人（ユーロ建て）
主な投資対象	主としてロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業に投資します。
運用の基本方針	主としてロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業に投資し、長期的な運用資産の成長を目指して運用します。
参考指数	MSCI EM Eastern Europe 10/40 (MSCI エマージング イースタン ヨーロッパ 10-40)
設立日	2008年7月18日
決算日	年1回、原則9月30日に決算を行います。
分配方針	運用資産から生じる利益は、ファンドの解散時まで運用資産中に留保し、分配を行いません。
買戻しの制限	買戻し請求の合計がその請求日における投資口総口数の10%を超える場合、アンブレラファンドの裁量で買戻し請求の合計が投資口総口数の10%未満になるように、全ての投資主を対象に買戻し請求額を減額することができます。(アンブレラの買戻し制限は10%)
運用報酬	年率0.75%以内
その他の費用	ルクセンブルグの年次税（年率0.01%）の他、管理、受託、監査費用、有価証券売買委託手数料等がかかります。
買付手数料	ありません。
投資顧問会社	ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント インターナショナル リミテッド
保管会社	ソシエテ ジェネラル バンク&トラスト
管理会社	SGAM ルクセンブルグ
監査法人	プライスウォーターハウスクーパース

ファンド名	SGAM Fund マネー マーケット（ユーロ）
形態	ルクセンブルグ籍投資法人（ユーロ建て）
主な投資対象	主としてユーロ建て短期公社債に投資します。
運用の基本方針	主として短期公社債に投資し、運用資産の着実な成長と安定した収益の確保をはかることを目標として運用を行います。
ベンチマーク	EURIBOR 3 MONTHS
設立日	1999年2月1日
決算日	年1回、原則5月31日に決算を行います。
分配方針	運用資産から生じる利益は、ファンドの解散時まで運用資産中に留保し、分配を行いません。
買戻しの制限	買戻し請求の合計がその請求日における投資口総口数の10%を超える場合、アンブレラファンドの裁量で買戻し請求の合計が投資口総口数の10%未満になるように、全ての投資主を対象に買戻し請求額を減額することができます。
運用報酬	年率0.15%以内
その他の費用	ルクセンブルグの年次税（年率0.01%）の他、管理、受託、監査費用、有価証券売買委託手数料等がかかります。
買付手数料	ありません。
投資顧問会社	ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント S.A.
保管会社	ソシエテ ジェネラル バンク&トラスト
管理会社	SGAM ルクセンブルグ
監査法人	プライスウォーターハウスクーパース

(3) 【運用体制】



※上記は本書作成日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

ファンドの運用組織は以下のとおりとなっております。

- 運用計画・・・・・・・・運用本部各運用部（4名程度）
- 投資行動・・・・・・・・運用本部所属ファンドマネージャー（4名程度）
- 運用成果のチェック・・レビュー委員会（7名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- 証券投資信託の運用に関する規則
- 内部管理体制に関する規程
- 服務規程（ファンド・マネージャー用）
- クレジット委員会運用規定
- 証券先物取引に関する社内基準
- 各種業務マニュアル
- コンプライアンス・マニュアル
- リスク管理規則

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

毎決算時（原則として10月20日）に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

(a) 分配対象額

経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

(b) 収益分配金額

委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配

を行わないことがあります。

(c) 収益分配にあてず、信託財産に留保した利益の運用方針

特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

② 収益の分配

信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (a) 配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

③ 収益分配金の交付

「分配金受取りコース」をお申込みの場合は、収益分配金は決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目までに支払いを開始します。なお、「分配金受取りコース」の受益者が、支払い開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

(5) 【投資制限】

① 信託約款に基づく投資制限

- (イ) 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- (ロ) 株式への直接投資は行いません。
- (ハ) 外貨建資産の実質投資割合には制限を設けません。

② 法令等に基づく投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律（以下、「投資信託法」という。）、金融商品取引法等により、次に掲げる取引は制限されます。

(イ) 同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権（株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含みます。）の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

(ロ) デリバティブ取引にかかる投資制限

投資信託委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ投資信託委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

3 【投資リスク】

(1) ファンドのリスク

S G ロシア東欧株ファンドは、投資対象ファンドを通じて、主としてロシア・東欧諸国の企業、またはロシア・東欧諸国で事業展開を行う企業が発行する外貨建資産である外国株式などに実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ファンドは金融機関の預金[※]と異なり投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。すなわち、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。このように、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

※預金保険で保護される預金は、保護対象預金のみでかつ定額保護となります。

ファンドの主なリスクは次のとおりです。主として、株式に投資するリスクは①・②・③、外貨建資産に投資するリスクは④・⑤、ロシア・東欧諸国の企業が発行する株式にかかるリスクは③・⑤となります。なお、これらはすべてのリスクを網羅したものではなく、記載以外のリスクも存在します。

① 価格変動リスク

株式は、国内および国際的な政治・経済情勢等の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受け、ファンドの基準価額が下がる要因となります。また、株価指数先物取引等については、買建てを行いその先物指数等が下落した場合や、売建てを行いその先物指数等が上昇した場合、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

② 信用リスク

組入有価証券の発行体が倒産した場合または発行体の倒産が予想される場合もしくは財務状況の悪化等により社債等の利息または償還金の支払いが遅延または履行されないことが生じた場合または予想される場合には、有価証券の価格が下落することがあります。（ゼロになる場合もあります。）。これらの影響を受け、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

③ 流動性リスク

短期間で大量の解約があった場合または大口の解約を受けた場合、解約資金の手当てのために有価証券を市場で売却した結果、市場にインパクトを与えることがあります。その際、市況動向や流動性の状況によっては、基準価額が下落することがあります。市場規模や取引量が比較的小さな市場に投資する場合、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、投資対象の市場環境の悪化により流動性の低い銘柄の価格が著しく低下することがあります。こうした影響を受け、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

④ 為替変動リスク

外貨建資産を保有する場合、為替レートの変動により当該外貨建資産の円換算価格が変動します。当該外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、当該資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。ファンドは、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジを原則として行いません。そのため外貨建資産は為替レートの変動の影響を直接受けます。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

⑤ カントリーリスク

海外市場に投資する場合、当該市場が存在する国の社会情勢または国際情勢の変化により金融市場または証券市場が不安定になったり、混乱したりすることがあります。規制や混乱により期待される価格で売買できないといった場合には、ファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

一般に、ファンドの主要投資先であるロシア・東欧などのエマージング市場は、先進諸国の市場と比較した場合、取引市場独自の規制があることや取引量が小さいことから流動性が低くなる傾向があります。このため、価格変動が大きく、市場実勢から期待される価格で売買できない場合があります。また、決済制度が未発達なために決済の遅延・不能などが生じて、的確な投資を行えない可能性があります。

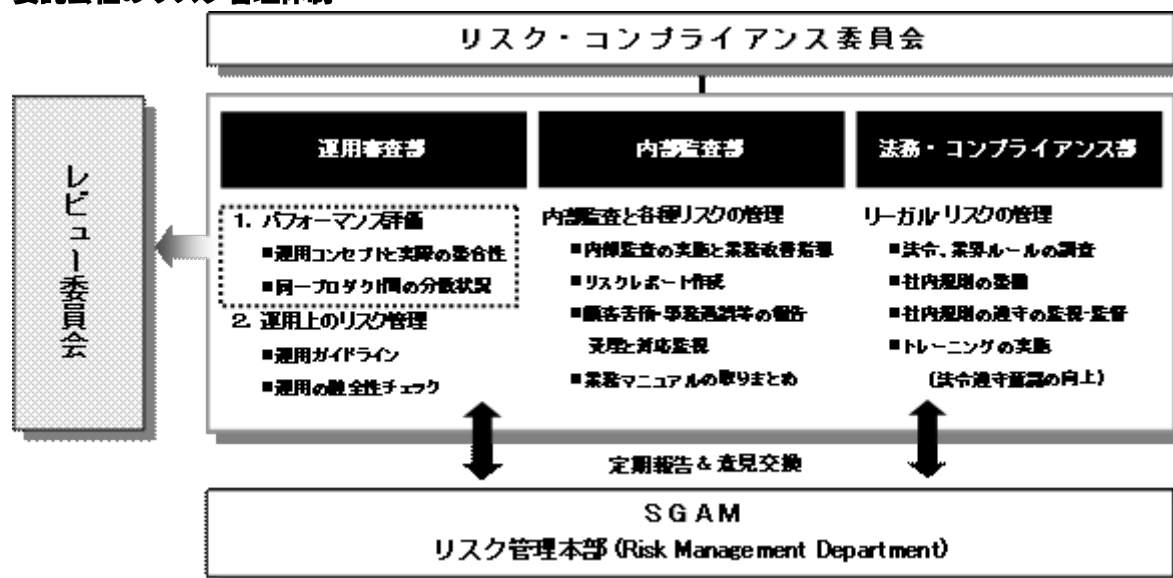
投資信託と預貯金者・投資者等保護制度との関係について

投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(2) 委託会社のリスク管理について

ファンドのリスク管理として、運用の基本方針に沿った資産構成になっているか、あるいは適切な投資行動となっているかを検証しています。また、レビュー委員会において、ファンド特性をふまえたパフォーマンス評価・検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制



※上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

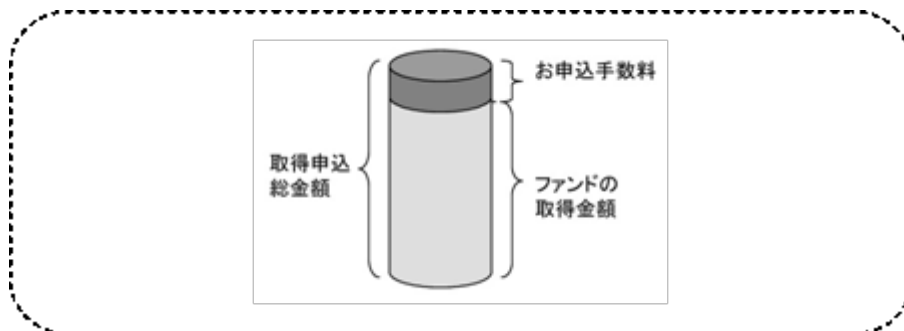
4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の1口当たりの基準価額に、取得口数を乗じて得た額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。なお、本書作成日現在、この申込手数料率は3.675%（税抜き3.500%）が上限となっております。

ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

＜取得申込時にお支払いいただく金額＞



販売会社が独自に定める申込手数料率についての詳細は、販売会社（販売会社については下記のお問い合わせ先にご照会ください。）にお問い合わせください。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先：フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

（わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで）

インターネットでのお問い合わせ先：ホームページアドレス：<http://www.sgan.co.jp/>

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。ただし、信託財産留保額[※]として一部解約の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を控除します。

※「信託財産留保額」とは運用の安定性を高めるために換金する受益者が負担する金額で信託財産に留保される金額です。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率0.92925%（税抜き0.88500%）を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。
- ② 信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。信託報酬の配分は以下の通りとします。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社ごとの純資産総額に応じて支払います。

委託会社	販売会社	受託会社
0.10500% (税抜き0.100%)	0.78750% (税抜き0.750%)	0.03675% (税抜き0.035%)

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。
- ② 委託会社は、前項に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることができます。
この場合、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定めた範囲内にかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。
- ③ 組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。
- ④ ファンドが投資する「オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパ」および「SGAM Fund マネー マーケット（ユーロ）」の本書提出日現在の運用報酬の上限は、それぞれの信託財産の純資産総額に対し年率0.75%および0.15%となります。
したがって当該運用報酬を考慮した場合のファンドの実質的な信託報酬率の上限は、年率1.67925%となります。ただし、投資信託証券の組入状況により、実質的な信託報酬は変動いたします。
その他、年次税（年率0.01%）の他、管理、受託、監査費用等がかかります。

(5) 【課税上の取扱い】

受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。

- ① 個人の受益者に対する課税
＜平成21年1月1日から平成22年12月31日まで＞
 - 収益分配金のうち課税扱い（配当所得）となる普通分配金における源泉徴収の税率は、平成22年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成23年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となり、原則として、確定申告は不要です。
ただし、平成21年1月1日から平成22年12月31日までは1年間に受取る上場株式等（上場株式および公募株式投資信託をいいます。以下同じ。）の配当所得（1銘柄当たりの年間の支払金額が1万円以下のものを除きます。）の合計額が100万円を超える場合には、確定申告が必要となります。この場合、総合課税または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合の税率は、100万円以下の部分については10%（所得税7%および地方税3%）、100万円を超える部分については20%（所得税15%および地方税5%）となります。
 - 解約時および償還時における差益（譲渡所得とみなして課税されます。）にかかる税率は、平成22年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）となります（特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります。）。ただし、1年間の上場株式等の譲渡益の合計額が500万円を越える部分の税率は20%（所得税15%および地方税5%）となり、確定申告が必要となります。
＜平成23年1月1日以降＞

金額にかかわらず20%（所得税15%および地方税5%）の税率が適用されます。

 - ※ ファンドは、配当控除は適用されません。
 - ※ 買取請求時の課税につきましては、販売会社にお問い合わせください。
- ② 法人の受益者に対する課税
法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までは7%（所得税）、平成21年4月1日からは15%（所得税）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります（地方税の源泉徴収はありません。）。
 - ※ ファンドは、益金不算入制度は適用されません。
 - ※ 買取請求時の課税につきましては、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 個別元本について
1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等（申込手数料は含

まれません。）が受益者の元本（個別元本）にあたります。

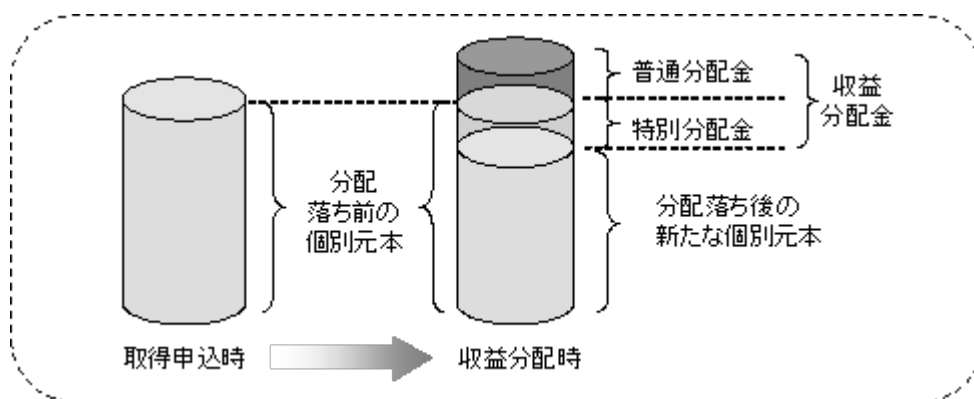
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合には販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は支店等ごとに、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金[※]を控除した額が、その後の個別元本となります。

※「特別分配金」については、下記「④収益分配金の課税について」をご参照ください。

④ 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から前記特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



※上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

- ◇ 税法が改正された場合等には、上記「(5) 課税上の取扱い」の他、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。
- ◇ 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(平成20年11月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	ルクセンブルク	3,930,112,714	96.41
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		146,443,066	3.59
合計（純資産総額）		4,076,555,780	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

《参考》

オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパの投資状況

(平成20年11月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計（ユーロ）	投資比率（％）
株式	ロシア	17,957,864.91	54.91
	ポーランド	5,320,149.85	16.27
	ハンガリー	2,620,748.73	8.01
	チェコ	1,998,299.40	6.11
	トルコ	884,570.68	2.70
	グルジア	242,745.91	0.74
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		3,680,171	11.25
合計（純資産総額）		32,704,550	100.00

(注) 投資比率とは、サブファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

S G A M F u n d マネー マーケット（ユーロ）の投資状況

(平成20年11月末日現在)

資産の種類	時価合計（ユーロ）	投資比率（％）
譲渡可能定期預金証書	3,299,066,214	90.10
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	362,325,500	9.90
合計（純資産総額）	3,661,391,714	100.00

(注) 投資比率とは、サブファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(平成20年11月末日現在)

国／ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価（ユーロ）		評価額（ユーロ）		邦貨換算 （円）	投資 比率 （%）
				単価	金額	単価	金額		
ルクセン ブルグ	投資 証券	OCEAN FUND EQUITIES EASTERN EUROPE-N	758,869.6388	45.89	34,830,717.60	41.8855	31,785,634.25	3,916,625,852	96.08
ルクセン ブルグ	投資 証券	SGAM FD-MONEY MARKET EURO-JC	905,513	0.12	108,949.24	0.1208746	109,453.52	13,486,862	0.33

種類別投資比率

(平成20年11月末日現在)

種類	国／地域	比率（%）
投資証券	ルクセンブルグ	96.41
合 計		96.41

(注) 比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価金額の比率であります。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

資産の種類			数量	帳簿価額 （円）	評価額 （円）	投資比率 （%）
為替予約取引	買建	ユーロ	1,100,000.00	135,939,100	135,520,000	3.32

《参考》 オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパの投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

(平成20年11月末日現在)

国／地域	種類	銘柄名	通貨	数量	業種	簿価 (ユーロ)	評価額 (ユーロ)	投資 比率 (%)
ロシア	株式	GAZPROM OAO-SPON ADR REG	USD	232,698.00	エネルギー	6,826,248.75	3,126,616.75	9.56
ロシア	株式	ROSNEFT OJSC-GDR	USD	1,003,847.00	エネルギー	6,538,182.17	3,118,626.85	9.54
ロシア	株式	MOBILE TELESYSTEMS-SP ADR	USD	134,815.00	通信サービス	5,495,956.19	3,071,044.97	9.39
ロシア	株式	SBERBANK RF	USD	2,873,600.00	金融	5,035,047.84	1,991,913.32	6.09
ポーランド	株式	PKO BANK POLSKI SA	PLN	198,953.00	金融	2,841,077.59	1,737,998.45	5.31
チェコ	株式	CESKE ENERGETICKE ZAVODY A.S.	CZK	53,187.00	公益事業	3,000,341.64	1,590,493.33	4.86
ハンガリー	株式	OTP BANK	HUF	141,542.00	金融	4,217,221.78	1,502,422.38	4.59
ロシア	株式	LUKOIL SP ADR	USD	52,803.00	エネルギー	2,323,154.91	1,300,031.14	3.98
ロシア	株式	VIMPELCOM SP-ADR	USD	154,835.00	通信サービス	2,667,539.61	1,136,414.70	3.48
ポーランド	株式	NETIA	PLN	1,666,000.00	通信サービス	1,556,281.97	1,097,391.77	3.36
ロシア	株式	MMC NORILSK NICKEL JSC-ADR	USD	185,764.00	素材	2,678,246.49	1,067,650.65	3.27
ポーランド	株式	POLSKIE GORNICTWO NAFT I GAZ CO	PLN	1,010,000.00	エネルギー	1,113,311.43	938,911.02	2.87
ロシア	株式	SURGUTNEFTEGAZ-SP ADR PREF	USD	641,800.00	エネルギー	1,773,685.48	897,238.94	2.74
ポーランド	株式	MULTIMEDIA POLSKA	PLN	473,000.00	一般消費財	901,373.11	829,163.35	2.54
ポーランド	株式	KGHM POLSKA MIEDZ SA	PLN	78,000.00	素材	2,031,667.26	600,796.81	1.84
ハンガリー	株式	MOL HUNGARIAN OIL AND GAS PLC	HUF	14,900.00	エネルギー	1,250,527.86	569,554.36	1.74
ハンガリー	株式	EGIS	HUF	12,898.00	ヘルスケア	554,419.85	548,771.99	1.68
ロシア	株式	TATNEFT-SP REGS GDR	USD	19,700.00	エネルギー	1,702,901.70	533,983.15	1.63
ロシア	株式	VTB BANK OJSC-GDR REG S	USD	261,762.00	金融	875,976.49	471,661.56	1.44
チェコ	株式	CENTRAL EURO MEDIA ENTERPRISES	USD	39,479.00	一般消費財	1,687,347.31	407,806.07	1.25
トルコ	株式	TURKIYE PETROL RAFINELERI AS	TRY	51,235.00	エネルギー	563,503.02	369,343.31	1.13
ロシア	株式	MECHEL OAO ADR	USD	81,121.00	素材	2,009,473.19	317,540.94	0.97
トルコ	株式	TEKFEN HOLDING	TRY	175,000.00	資本財・サービス	750,750.60	316,249.44	0.97
ロシア	株式	EVRAZ GROUP SA-GDR REG	USD	38,750.00	素材	2,429,730.43	279,892.04	0.86
ロシア	株式	BAYER HVB ON O&G BASKET	USD	11.00	エネルギー	759,441.23	257,573.69	0.79
グルジア	株式	JSC BANK OF GEORGIA GDR	USD	71,850.00	金融	884,024.24	242,745.91	0.74
ロシア	株式	TMK OAO GDR REG S	USD	65,650.00	エネルギー	1,387,862.03	237,095.65	0.73
トルコ	株式	CIMSA CIMENTO SANAYI	TRY	151,500.00	素材	402,799.55	198,977.93	0.61
ポーランド	株式	MCI MANAGEMENT	PLN	121,200.00	金融	244,928.51	115,888.45	0.35
ロシア	株式	INTEGRA GROUP HLDGS-REG GDR	USD	133,800.00	エネルギー	738,698.05	83,134.64	0.25

(注1) 上位30銘柄

(注2) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率であります。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

SGAM Fund マネー マーケット（ユーロ）の投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

国／地域	種類	銘柄名	通貨	数量	簿価 (ユーロ)	評価額 (ユーロ)	投資 比率 (%)
イギリス	CD	BARCLAYS 31/12/08	ユーロ	150,000,000	148,070,152	149,370,702	4.08
アイルランド	CP	GEC 05/12/2008	ユーロ	100,000,000	98,811,083	99,947,740	2.73
フランス	CD	BNP 0% 08/12/08	ユーロ	100,000,000	98,791,343	99,907,026	2.73
ベルギー	CD	DEXIA 18/12/08	ユーロ	100,000,000	98,774,077	99,770,981	2.73
スウェーデン	CD	NORDEA 0% 02/01/09	ユーロ	100,000,000	98,669,443	99,542,174	2.72
米国	CP	HESSEN 15/01/2009	ユーロ	100,000,000	99,084,460	99,427,787	2.72
オランダ	CD	SNS BANK NEDERLAND 12/02/09	ユーロ	100,000,000	98,850,587	99,087,966	2.71
イタリア	CD	UNICREDIT SPA 19/02/09	ユーロ	100,000,000	98,933,062	99,072,228	2.71
イギリス	CD	RBS 0% 04/12/08	ユーロ	75,000,000	74,091,657	74,970,055	2.05
ドイツ	CD	BAYER HYPO-UND VEREINSBANG 19/12/08	ユーロ	70,000,000	69,788,599	69,873,159	1.91
エストニア	CD	BANCO BILBAO 30/12/2008	ユーロ	70,000,000	69,811,606	69,811,606	1.91
イギリス	CD	BARCLAYS 14/01/09	ユーロ	70,000,000	69,505,354	69,643,206	1.90
オランダ	CD	ING BANK 16/02/09	ユーロ	70,000,000	69,224,569	69,364,807	1.89
イギリス	CD	BARCLAYS 10/02/09	ユーロ	70,000,000	69,169,201	69,358,840	1.89
エストニア	CD	BANKINTER 17/02/09	ユーロ	70,000,000	69,240,889	69,356,406	1.89
フランス	CD	SG 02/03/09	ユーロ	70,000,000	69,344,426	69,344,426	1.89
チェコ	CD	UBS 16/12/2008	ユーロ	60,000,000	59,264,446	59,878,755	1.64
エストニア	CD	CAJA MADRID 27/02/09	ユーロ	60,000,000	59,400,386	59,426,456	1.62
オーストリア	公社債	ERSTE BANK FRN 02/09/08	ユーロ	50,000,000	50,000,000	50,632,875	1.38
フランス	公社債	CCCIF Eurib3 28/12/08 *EUR	ユーロ	50,000,000	50,000,000	50,465,413	1.38
オーストリア	公社債	KOMMUNALKRED FRN 21/02/09 EMIN	ユーロ	50,000,000	50,000,000	50,060,000	1.37
ルクセンブルク	CD	HVB 02/12/2008	ユーロ	50,000,000	49,939,795	49,995,700	1.37
フランス	CD	CNCEP 02/12/2008	ユーロ	50,000,000	49,398,139	49,993,386	1.37
ドイツ	CP	SEB 02/12/2008	ユーロ	50,000,000	49,396,905	49,993,373	1.37
ベルギー	CD	DEXIA DELAWARE 29/12/2008	ユーロ	50,000,000	49,840,428	49,868,587	1.36
フランス	CP	HES HOLDING PARISIENNE COURTAGE 30/12/08	ユーロ	50,000,000	49,681,048	49,828,711	1.36
フランス	CD	SOFINCO 06/01/09	ユーロ	50,000,000	49,645,011	49,790,498	1.36
スウェーデン	CD	NORDEA 06/01/09	ユーロ	50,000,000	49,625,808	49,779,165	1.36
フランス	CP	GAZ DE FRANCE 18/02/2009	ユーロ	50,000,000	49,549,212	49,612,911	1.36
フランス	CD	CFC 29/01/09	ユーロ	50,000,000	49,392,852	49,610,633	1.36

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

- ③ その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (百万円)	1万口当たり基準価額 (円)
第1期計算期間末 (平成17年10月20日)	6,597 (7,456)	11,521 (13,021)
第2期計算期間末 (平成18年10月20日)	10,307 (11,437)	13,685 (15,185)
第3期計算期間末 (平成19年10月22日)	13,014 (15,152)	16,434 (19,134)
第4期計算期間末 (平成20年10月20日)	4,820 (4,820)	5,260 (5,260)
平成19年11月末	14,057	15,968
12月末	15,657	17,097
平成20年1月末	12,951	13,827
2月末	13,931	14,445
3月末	12,591	13,089
4月末	13,451	13,901
5月末	15,197	15,281
6月末	14,374	14,369
7月末	12,662	12,750
8月末	11,216	11,414
9月末	8,670	9,251
10月末	4,376	4,789
11月末	4,076	4,357

(注) カッコ内の数字は分配付きの金額を表しています。

② 【分配の推移】

	1万口当たり分配金 (税引前) (円)
第1期計算期間 (平成17年 3月31日～平成17年10月20日)	1,500
第2期計算期間 (平成17年10月21日～平成18年10月20日)	1,500
第3期計算期間 (平成18年10月21日～平成19年10月22日)	2,700
第4期計算期間 (平成19年10月23日～平成20年10月20日)	0

③ 【収益率の推移】

	収益率 (%)
第1期計算期間 (平成17年 3月31日～平成17年10月20日)	30.21
第2期計算期間 (平成17年10月21日～平成18年10月20日)	31.80
第3期計算期間 (平成18年10月21日～平成19年10月22日)	39.82
第4期計算期間 (平成19年10月23日～平成20年10月20日)	△67.99

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額。第1期の場合は当該計算期間の期首の基準価額（当初1万口当たり10,000円）。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

第二部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成17年 3月31日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、取得申込みの受付は行いません。
- ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。取得申込みの受付は、営業日の午後3時（わが国の金融商品市場の半休日の場合には午前11時）までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。
- なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。
- (2) ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
- 基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合には午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: <http://www.sgan.co.jp/>

- (3) 最低申込口数および申込単位は、販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、収益分配時に収益分配金を受け取る「分配金受取りコース」と収益分配金を自動的に再投資する「分配金再投資コース」があります。各申込コースの申込単位は販売会社が定めるものとなります。ただし、販売会社によって取り扱う申込コースの申込単位および名称が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社（販売会社については上記のお問い合わせ先にご照会ください。）へお問い合わせください。
- (4) 取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、「分配金再投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。
- (5) 委託会社は、取得申込者の取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の

導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争などによる非常事態などによる市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等が発生した場合は、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことまたはその両方を行うことができるものとします。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 換金の請求を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行の請求（以下、「解約請求」といいます。）を行うことで換金ができます。

ただし、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行休業日の場合には、解約の請求の申込みを受け付けません。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受付けは、販売会社所定の時限までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。解約請求に関する詳細については販売会社にお問い合わせください。

- (2) 解約請求の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額を解約価額[※]とします。

なお手取額は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

$$\text{※ 解約価額} = \text{基準価額} - \text{信託財産留保額} = \text{基準価額} - (\text{基準価額} \times 0.3\%)$$

- (3) 受益者が、解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (4) 委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (5) いずれかの解約日において、解約請求の合計が、その解約日における受益権の総口数の10%を超える場合、委託会社の裁量で、全部または一部の解約に制限を設けることができます。
- (6) 委託会社は、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情（投資対象国における金融危機、デフォルト、重大な政策変更および規制の導入、自然災害、クーデター、重大な政治体制の変更、戦争などによる非常事態などによる市場の閉鎖または流動性の極端な減少ならびに資金の受渡しに関する障害等が発生した場合は、解約請求の受付けの制限または中止およびすでに受け付けた申込みの取消またはその両方を行うことができるものとします。
- (7) 前記(5)または(6)により信託契約の一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。受益者がその解約の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約の価額は、当該一部解約の実行の受付けの中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の請求を受け付けたものとして前記(2)の規定に準じて算出した価額とします。
- (8) 一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、6営業日目から受益者に支払います。

第3【管理及び運営】

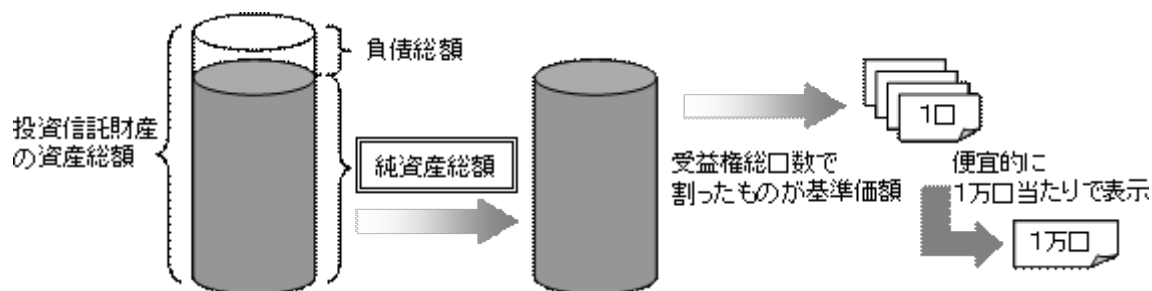
1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。



② 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。お問い合わせ先につきましては、「第2 手続等 1 申込（販売）手続等」をご参照ください。

また基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます（朝刊のオープン基準価格欄「SGアセット」にて「ロシ東欧」の略称で掲載されます。）。なお、基準価額は1万口当りに表示されます。

③ 追加信託金の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金^{※1}は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等^{※2}に応じて計算されるものとします。

※1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

※2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2)【保管】

保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

ファンドの信託期間は、原則として無期限です。ただし信託期間中に「(5) その他 ⑥ 信託の終了」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 ⑥ 信託の終了」をご覧ください。

(4)【計算期間】

- ① この信託の計算期間は、原則として毎年10月21日から翌年10月20日までとします。
- ② 前記①にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

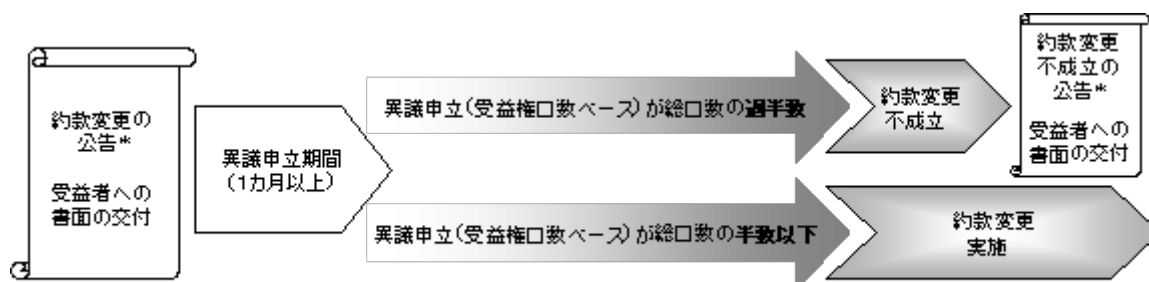
(5) 【その他】

① 償還金

償還金は、信託終了日から後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日目）から、信託終了日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者にお支払いします。

② 信託約款の変更

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ハ) (ロ)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- (ニ) (ハ)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ホ) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、(イ)から(ハ)の規定にしたがいます。
- (ヘ) 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「② 信託約款の変更」の(イ)から(ニ)の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- (ト) (ハ)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

③ 関係法人との契約の更改等に関する手続

販売会社との販売契約において、当該契約書において定められた事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定めのない事項が生じたときは、その都度、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。また、有効期間は当初1カ年とし、期間満了の3カ月前までに委託会社および販売会社のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

④ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益会社は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

⑤ 運用報告書の作成

委託会社は、毎期決算後および償還時に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、あらかじめ申し出を受けた住所に販売会社より送付します。

⑥ 信託の終了（信託契約の解約）

(イ) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

A 信託契約の一部を解約することにより、受益権口数に基準価額を乗じた純資産総額が5億円を下回ることとなったとき

B 信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき

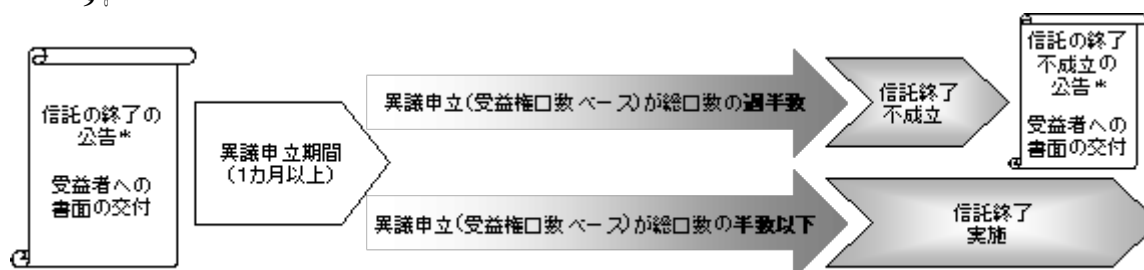
C やむを得ない事情が発生したとき

これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。また、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ロ) (イ) の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行いません。

(ハ) 委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき

B 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき

C 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「② 信託約款の変更（二）」に該当する場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

(ニ) 前記「②信託約款の変更（ヘ）」において委託会社が新受託会社を選任できないときは、委

託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑦ その他

(イ) 委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(ロ) ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を計算期間の終了後3カ月以内および半期報告書を計算期間の最初の6カ月経過後3カ月以内に提出します。

また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（EDINET）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）にて閲覧することができます。

(ハ) 受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持分に応じて請求することができます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。なお、「分配金受取りコース」の受益者が支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で自動的に再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金請求権

受益者は償還金を投資信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧を請求することができます。

第4【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、第3期計算期間（平成18年10月21日から平成19年10月22日まで）については改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、第4期計算期間（平成19年10月23日から平成20年10月20日まで）については同内閣府令附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号により改正されておりますが、第3期計算期間（平成18年10月21日から平成19年10月22日まで）については同内閣府令附則第3条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、第4期計算期間（平成19年10月23日から平成20年10月20日まで）については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間（平成18年10月21日から平成19年10月22日まで）及び第4期計算期間（平成19年10月23日から平成20年10月20日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

1【財務諸表】

S G ロシア東欧株ファンド

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

科 目	期 別	第3期 (平成19年10月22日現在)	第4期 (平成20年10月20日現在)
		金 額	金 額
資産の部			
流動資産			
預金		14,437	254,241
コール・ローン		2,776,508,255	266,522,941
投資証券		12,627,091,065	4,642,463,893
未収利息		30,427	2,920
流動資産合計		15,403,644,184	4,909,243,995
資産合計		15,403,644,184	4,909,243,995
負債の部			
流動負債			
未払収益分配金		2,138,270,155	—
未払解約金		182,630,724	29,060,057
未払受託者報酬		2,549,856	2,232,062
未払委託者報酬		61,924,890	54,207,070
その他未払費用		3,642,582	3,740,573
流動負債合計		2,389,018,207	89,239,762
負債合計		2,389,018,207	89,239,762
純資産の部			
元本等			
元本			
元本		7,919,519,093	9,163,632,447
剰余金			
期末剰余金又は期末欠損金（△）		5,095,106,884	△4,343,628,214
（分配準備積立金）		(1,321,045,522)	(921,173,045)
純資産合計		13,014,625,977	4,820,004,233
負債・純資産合計		15,403,644,184	4,909,243,995

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

科 目	期 別	第3期 自 平成18年10月21日 至 平成19年10月22日	第4期 自 平成19年10月23日 至 平成20年10月20日
		金 額	金 額
営業収益			
受取利息		2,007,950	2,319,633
有価証券売買等損益		3,264,546,724	△8,151,402,228
為替差損益		943,278,219	△2,440,659,236
営業収益合計		4,209,832,893	△10,589,741,831
営業費用			
受託者報酬		4,733,722	4,776,533
委託者報酬		114,961,588	116,001,276
その他費用		6,965,882	7,572,626
営業費用合計		126,661,192	128,350,435
営業利益金額又は営業損失金額（△）		4,083,171,701	△10,718,092,266
経常利益金額又は経常損失金額（△）		4,083,171,701	△10,718,092,266
当期純利益金額又は当期純損失金額（△）		4,083,171,701	△10,718,092,266
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		976,102,594	—
一部解約に伴う当期純損失金額分配額		—	1,167,096,660
期首剰余金		2,775,681,927	5,095,106,884
剰余金増加額		3,338,731,297	2,244,318,038
当期追加信託に伴う剰余金増加額		3,338,731,297	2,244,318,038
剰余金減少額		1,988,105,292	2,132,057,530
当期一部解約に伴う剰余金減少額		1,988,105,292	2,132,057,530
分配金		2,138,270,155	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）		5,095,106,884	△4,343,628,214

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期 別 項 目	第3期 自 平成18年10月21日 至 平成19年10月22日	第4期 自 平成19年10月23日 至 平成20年10月20日
1.運用資産の評価基準及び評価方法	投資証券 基準価額で評価しております。	投資証券 同左
2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。	同左
3.費用・収益の計上基準	有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 同左
4.その他	当ファンドの計算期間は当期末が休日のため、平成18年10月21日から平成19年10月22日までとなっております。	当ファンドの計算期間は前期末が休日のため、平成19年10月23日から平成20年10月20日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第3期 (平成19年10月22日現在)	第4期 (平成20年10月20日現在)
1.計算期間の末日における受益権の総数 7,919,519,093口	1.計算期間の末日における受益権の総数 9,163,632,447口
	2.投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額 元本の欠損 4,343,628,214円
2.計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.6434円 (10,000口当たり純資産額 16,434円)	3.計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 0.5260円 (10,000口当たり純資産額 5,260円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期 自 平成18年10月21日 至 平成19年10月22日			第4期 自 平成19年10月23日 至 平成20年10月20日		
分配金の計算過程 計算期末における分配対象金額7,233,377,039円（1万口当たり9,133円）のうち、2,138,270,155円（1万口当たり2,700円）を分配金額としております。			分配金の計算過程 該当事項はありません。		
項 目					
費用控除後の配当 等収益額	A	1,692,420円			
費用控除後・繰越 欠損金補填後の有 価証券売買等損益 額	B	3,105,376,687円			
収益調整金額	C	3,774,061,362円			
分配準備積立金額	D	352,246,570円			
当ファンドの分配 対象収益額	E=A+B+ C+D	7,233,377,039円			
当ファンドの期末 残存口数	F	7,919,519,093口			
1万口当たり収益分 配対象額	$G=E/F \times$ 10,000	9,133円			
1万口当たり分配金 額	H	2,700円			
収益分配金金額	$I=F \times H /$ 10,000	2,138,270,155円			

(関連当事者との取引に関する注記)

第3期（自 平成18年10月21日 至 平成19年10月22日）

関係	会社等の 名称	関係内容	取引の内容	取引金額 (円)	科目	期末残高 (円)
委託会社 の親会社 の子会社	European FundServices S.A.	投資証券の売 付、買付の取 り扱い等	投資証券の売付額	3,584,514,024	—	—
			投資証券の買付額	2,001,696,595	—	—

第4期（自 平成19年10月23日 至 平成20年10月20日）

関係	会社等の 名称	関係内容	取引の内容	取引金額 (円)	科目	期末残高 (円)
委託会社 の親会社 の子会社	European FundServices S.A.	投資証券の売 付、買付の取 り扱い等	投資証券の売付額	13,901,753,331	—	—
			投資証券の買付額	16,509,568,180	—	—

（注）投資証券の売付・買付価格は、公正価格により決定しております。

（重要な後発事象に関する注記）

第3期（自 平成18年10月21日 至 平成19年10月22日）

該当事項はありません。

第4期（自 平成19年10月23日 至 平成20年10月20日）

該当事項はありません。

（その他の注記）

1. 元本の移動

第3期 自 平成18年10月21日 至 平成19年10月22日		第4期 自 平成19年10月23日 至 平成20年10月20日	
期首元本額	7,532,135,341円	期首元本額	7,919,519,093円
期中追加設定元本額	5,107,933,385円	期中追加設定元本額	4,736,797,456円
期中一部解約元本額	4,720,549,633円	期中一部解約元本額	3,492,684,102円

2. 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

種 類	第3期 自 平成18年10月21日 至 平成19年10月22日		第4期 自 平成19年10月23日 至 平成20年10月20日	
	貸借対照表計上額 (円)	損益に含まれた評価 差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	損益に含まれた評価 差額(円)
投資証券	12,627,091,065	3,159,774,492	4,642,463,893	△5,353,485,062
合 計	12,627,091,065	3,159,774,492	4,642,463,893	△5,353,485,062

3. デリバティブ取引関係

第3期（自 平成18年10月21日 至 平成19年10月22日）

該当事項はありません。

第4期（自 平成19年10月23日 至 平成20年10月20日）

該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成20年10月20日現在)

種類	通貨	銘柄	口数(口)	評価単価	評価額	備考
投資証券	ユーロ	Ocean Fund Equities Eastern Europe	732,607.5672	46.042	33,730,717.60	
		SGAM Fund Money Market(EURO)	905,513	0.1203177	108,949.24	
	小 計	銘柄数：2			33,839,666.84	
		組入時価比率：96.3%			(4,642,463,893)	
					100%	
	合 計				4,642,463,893	
					(4,642,463,893)	

(注) 1.通貨種類の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。

2.合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

参考

**Ocean Fund Equities Eastern Europe
SGAM Fund Money Market(EURO)**

当ファンドは、「Ocean Fund Equities Eastern Europe 」及び「SGAM Fund Money Market(EURO)」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」はこれらの投資証券です。

これらの投資証券の状況は次の通りです。なお、以下に記載した情報は本邦における監査の対象外となっております。

「Ocean Fund Equities Eastern Europe 」及び「SGAM Fund Money Market(EURO)」 （以下「両サブ・ファンド」といいます。）は、ルクセンブルグ国の法に基づいて設立されたオープン・エンド型の投資法人SGAM Fundを構成するサブ・ファンドのうちの2ファンドであります。「SGAM Fund Money Market(EURO)」の2008年5月31日現在の財務書類は、ルクセンブルグ国において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成され、PricewaterhouseCoopers S à r.l.による財務諸表監査を受けております。

以下において記載した情報は、現地において作成され、PricewaterhouseCoopers S à r.l.の監査を受けた財務書類について、委託会社が翻訳・抜粋したものであります。

「Ocean Fund Equities Eastern Europe 」は設定日が2008年7月18日、決算日が2008年9月30日のため、投資証券の状況は記載しておりません。

■「SGAM Fund Money Market(EURO)」の状況

SGAM Fund Money Market(EURO) 純資産計算書

2008年5月31日現在

通貨（単位）	ユーロ
有価証券（原価）	3,661,547,980
資産	
有価証券（時価）	3,683,254,143
銀行預金	137,805,681
有価証券売却による未収入金	-
ファンド発行未収入金	-
未収利息及び未収配当金	1,074,982
その他資産	-
為替予約取引未実現評価益	-
先物取引未実現評価益	-
資産合計	3,822,134,806
負債	
当座借越	-
有価証券購入による未払金	-
ファンド買戻未払金	-
未払運用報酬	678,200
その他未払費用	1,543,860
未払税金等	63,173
未払利息	271
その他負債	-
為替予約取引未実現評価損	-
先物取引未実現評価損	-
負債合計	2,285,504
純資産	3,819,849,302
一単位当たり純資産[※]	118.2351
発行済投資証券口数[※]	1,828,484

※サブ・ファンドの発行するJクラス分であります。

主要な会計方針

1. 有価証券および短期金融市場商品の評価

公認の証券取引所に上場されているか、または政府の規制下において通常営業しているその他の公認の公開市場で取り扱われている有価証券および短期金融市場商品は、その最後に入手可能となった終値によって評価されます。なお、そのような市場が複数存在している場合には、当該有価証券または短期金融市場商品の主要市場で最後に入手可能となった終値を基に評価されます。

最後に入手可能となった終値が当該有価証券や短期金融市場商品の公正価値を正確に反映していないと取締役会が判断した場合、その価格は慎重かつ誠実に決定された合理的に予想可能な売却価格を基に取締役会が確定します。

証券取引所に上場されず、もしくは当該取引所で取引されておらず、または政府の規制下にあるその他の市場（「規制市場」）でも取り扱われていない有価証券および短期金融市場商品は、取締役会によって慎重かつ誠実に決定された推定売却価格を基に評価されます。

証券取引所もしくはその他の規制市場のいずれにも上場されず、または当該取引所で取り扱いもされていない短期金融市場商品で、償還までの残存期間が12カ月未満かつ90日超のものは、未収利息を加算した額面価額で評価されます。残存期間が90日以下の短期金融市場商品は償却原価法により評価されます。この方法による評価額が市場価格を近似しているからです。

2. 金融先物取引の評価

期末における金融先物取引の当初差入証拠金は、「銀行預金」に含まれます。未実現損益は次のように計上されます：

- 「先物取引未実現評価益／（損）」は、「純資産計算書」に計上
- 「先物取引の未実現純増／（減）の変化」は、「運用計算書」に計上

先物取引は、その先物が上場されている証券取引所の終値に基づいた清算価値で評価されます。

3. 外国為替予約の評価

外国為替予約は、契約の残存期間に対応する先物為替相場で評価されます。

有価証券明細（株式以外）

数量	銘柄名	現地通貨	簿価 (ユーロ)	評価額 (ユーロ)	組入 比率%
50,000,000	CAISSE CENTRALE DU CREDIT IMMOBILIER DE FRANCE 4.957 % 28/06/2008	EUR	50,000,000	50,000,000	1.31
50,000,000	ERSTE BANK DER OESTERREICHISCHEN SPARKASSEN AG 4.92 % 02/09/2008	EUR	50,000,000	50,000,000	1.31
50,000,000	KOMMUNKREDIT AUSTRIA AG 4.908 % 21/08/2008	EUR	50,000,000	50,000,000	1.31
合計			150,000,000	150,000,000	3.93

譲渡可能定期預金証書

数量	銘柄名	現地通貨	簿価 (ユーロ)	評価額 (ユーロ)	組入 比率%
70,000,000	ABN 29/08/2008	EUR	69,171,214	69,207,644	1.81
46,500,000	ABN AMRO BANK 04/06/2008	EUR	45,992,246	46,494,481	1.22
75,000,000	ABS BUILDING SOCIETY 29/08/2008	EUR	74,082,407	74,122,741	1.94
60,000,000	ALLIANCE AND LEICESTER 30/06/2008	EUR	59,291,093	59,789,665	1.57
30,000,000	ALLIED IRISH BANKS P.L.C 27/06/2008	EUR	29,646,938	29,907,897	0.78
50,000,000	ANGLO IRISH BANK CORP P 11/07/2008	EUR	49,408,010	49,752,795	1.30
50,000,000	BANCA MONTE DEI PASCHI 05/08/2008	EUR	49,390,982	49,582,955	1.30
70,000,000	BANCO BILBAO VIZCAYA 15/07/2008	EUR	69,167,454	69,619,925	1.82
150,000,000	BANCO DE SANTANDER 07/07/2008	EUR	148,232,052	149,339,448	3.91
35,000,000	BANCO ESPAGNOL DE CREDITO 29/08/2008	EUR	34,579,361	34,602,222	0.91
60,000,000	BANCO POPOLARE 31/07/2008	EUR	59,266,934	59,537,850	1.55

50,000,000	BANK OF SCOTLAND 10/07/2008	EUR	49,411,712	49,760,807	1.30
80,000,000	BANQUE FEDERATIVE DU CREDIT MUTUEL 20/06/2008	EUR	79,072,480	79,828,610	2.09
65,000,000	BARCLAYS 02/07/2008	EUR	64,249,671	64,760,884	1.70
90,000,000	BARCLAYS BANK 15/07/2008	EUR	88,931,830	89,512,357	2.33
70,000,000	BAYERISCHE LANDESBANK 11/07/2008	EUR	69,179,854	69,657,521	1.82
60,000,000	BBVA 06/08/2008	EUR	59,275,912	59,496,286	1.56
50,000,000	BFCM 18/08/2008	EUR	49,382,364	49,500,635	1.30
80,000,000	BNP PARIBAS 16/06/2008	EUR	79,065,815	79,870,804	2.09
50,000,000	CAISSE CENTRALE CREDIT IMMOBILIER 02/09/2008	EUR	50,000,000	50,000,000	1.31
68,000,000	CAIXA GENERAL DE DEPOSITO 04/07/2008	EUR	67,210,842	67,731,166	1.76
50,000,000	CAIXA GENERAL DE DEPOSITOS 08/07/2008	EUR	49,419,119	49,776,584	1.30
50,000,000	CCCM 30/06/2008	EUR	49,397,651	49,826,985	1.30
50,000,000	CREDIT INDUSTRIEL COMMERCIAL 15/07/2008	EUR	49,414,181	49,729,622	1.30
80,000,000	DEXIA CREDIT LOCAL DE FRANCE 25/07/2008	EUR	79,038,996	79,450,855	2.08
80,000,000	DEXIA CREDIT LOCAL PARIS 17/06/2008	EUR	79,102,451	79,863,416	2.09
30,000,000	DRESNER BANK AG 20/08/2008	EUR	29,640,949	29,695,587	0.78
90,000,000	GE CAPITAL 18/06/2008	EUR	88,997,004	89,836,468	2.35
50,000,000	HBOS TREASURY SERVICES P. 10/06/2008	EUR	49,449,028	49,958,078	1.31
40,000,000	HBOS TREASURY SERVICES P. 17/06/2008	EUR	39,540,235	39,930,037	1.05
50,000,000	HYPO REAL ESTATE CAP. FRA 06/06/2008	EUR	49,451,528	49,982,115	1.31
50,000,000	ING 08/07/2008	EUR	49,412,947	49,774,210	1.30
40,000,000	ING 09/06/2008	EUR	39,548,727	39,971,195	1.05
25,000,000	ING BANK PARIS 29/08/2008	EUR	24,701,537	24,714,657	0.65
91,000,000	INTESA SANPAOLO BANK IRELAND 19/08/2008	EUR	89,906,339	90,084,654	2.36
20,000,000	INTESA SANPAOLO BANK IRELAND 31/07/2008	EUR	19,760,134	19,848,780	0.52
35,000,000	IRELAND GOVERN COMPANY 14/08/2008	EUR	34,578,697	34,666,661	0.91
50,000,000	LDBK HESSEN THURINGEN 25/06/2008	EUR	50,000,000	50,000,000	1.31
40,000,000	LDBK HESSEN THURINGEN 09/07/2008	EUR	39,531,839	39,814,793	1.04
30,000,000	LDBK HESSEN THURINGEN 29/08/2008	EUR	29,639,993	29,655,818	0.78
60,000,000	LEHMAN BROTHER HLDG 26/06/2008	EUR	59,295,373	59,823,843	1.57
25,000,000	LOIRE ATL CEN 18/08/2008	EUR	25,000,000	25,000,000	0.65
50,000,000	NATIONWIDE BUILDING SOCIETY 05/08/2008	EUR	49,395,671	49,586,166	1.30
100,000,000	NATIONWIDE BUILDING SOCIETY 06/08/2008	EUR	98,778,223	99,150,068	2.60
70,000,000	NATIXIS 11/08/2008	EUR	69,131,744	69,362,663	1.82

35,000,000	NATIXIS 29/08/2008	EUR	34,574,995	34,598,094	0.91
50,615,888.89	NORDDEUTSCHE LANDESBANK 28/08/2008	EUR	50,001,262	50,041,347	1.31
50,000,000	NORDEA BANK SWEDEN 07/07/2008	EUR	49,415,416	49,781,584	1.30
29,900,000	NORDEA BANK SWEDEN 18/07/2008	EUR	29,549,680	29,726,765	0.78
60,000,000	NORDEA BANK SWEDEN 27/06/2008	EUR	59,301,364	59,817,747	1.57
65,500,000	ROYAL BANK OF SCOTLAND 04/06/2008	EUR	64,784,776	65,492,226	1.71
110,000,000	SNS 11/08/2008	EUR	108,635,597	108,998,470	2.85
50,000,000	SNS BANK 11/08/2008	EUR	49,381,090	49,545,694	1.30
150,000,000	SOCIETE GENERALE 02/07/2008	EUR	148,143,271	149,439,113	3.91
60,000,000	SOCIETE GENERALE 16/06/2008	EUR	59,301,657	59,903,421	1.57
25,000,000	SOCIETE GENERALE 19/08/2008	EUR	24,700,167	24,749,053	0.65
38,500,000	SWEDBANK HYPOTEK AB 28/07/2008	EUR	38,043,217	38,223,922	1.00
90,000,000	UBS 05/06/2008	EUR	89,015,000	89,978,588	2.35
72,000,000	UNICREDIT BANK IRELAND 04/07/2008	EUR	71,154,643	71,712,021	1.88
50,000,000	UNICREDIT SPA 24/07/2008	EUR	49,404,308	49,666,150	1.30
合計			3,511,547,980	3,533,254,143	92.49

2【ファンドの現況】

SG ロシア東欧株ファンド

【純資産額計算書】

平成20年11月末日

	円
I 資産総額	4,223,638,914
II 負債総額	147,083,134
III 純資産総額（I－II）	4,076,555,780
IV 発行済数量（口）	9,355,636,531
V 1口当たり純資産額（III／IV） （1万口当たりの純資産額）	0.4357 (4,357)

《参考》

オーシャン・ファンド・エクイティーズ・イースタン・ヨーロッパ

純資産額計算書

平成20年11月末日

	ユーロ
I 資産総額	33,292,843
II 負債総額	588,292
III 純資産総額（I－II）	32,704,550
IV 発行済数量（口）※	758,870
V 1口当たり純資産額※	43.096

※ サブファンドの発行するNクラス分であります。

SGAM Fund マネー マーケット（ユーロ）

純資産額計算書

平成20年11月末日

	ユーロ
I 資産総額	3,665,383,980
II 負債総額	3,992,266
III 純資産総額（I－II）	3,661,391,714
IV 発行済数量（口）※	4,648,869
V 1口当たり純資産額※	120.9153

※ サブファンドの発行するJCクラス分であります。

第5【設定及び解約の実績】

計算期間	設定数量（口）	解約数量（口）
第1期計算期間 （平成17年3月31日～平成17年10月20日）	6,605,282,093	879,146,222
第2期計算期間 （平成17年10月21日～平成18年10月20日）	7,692,208,283	5,886,208,813
第3期計算期間 （平成18年10月21日～平成19年10月22日）	5,107,933,385	4,720,549,633
第4期計算期間 （平成19年10月23日～平成20年10月20日）	4,736,797,456	3,492,684,102

（注1）本邦外における設定および解約の実績はありません。

（注2）第1期計算期間における設定数量は、当初申込期間中の設定数量を含みます。

第三部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1)資本の額

本書提出日現在

資本金の額 12億円

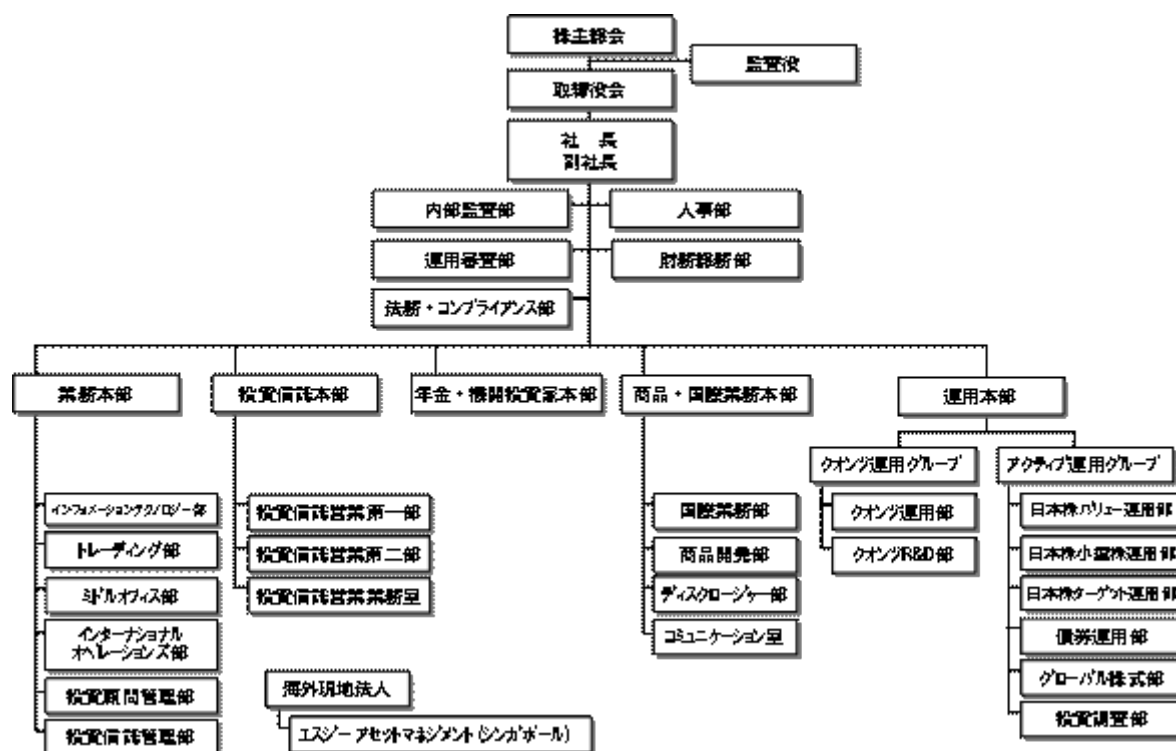
発行株式総数 9,000,000株

発行済株式総数 2,400,000株

過去5年間における資本の額の増減はありません。

(2)委託会社の概況

①委託会社の意思決定機構



当社の業務執行における最高機関である取締役会は10名以内の取締役で構成されています。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の過半数に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

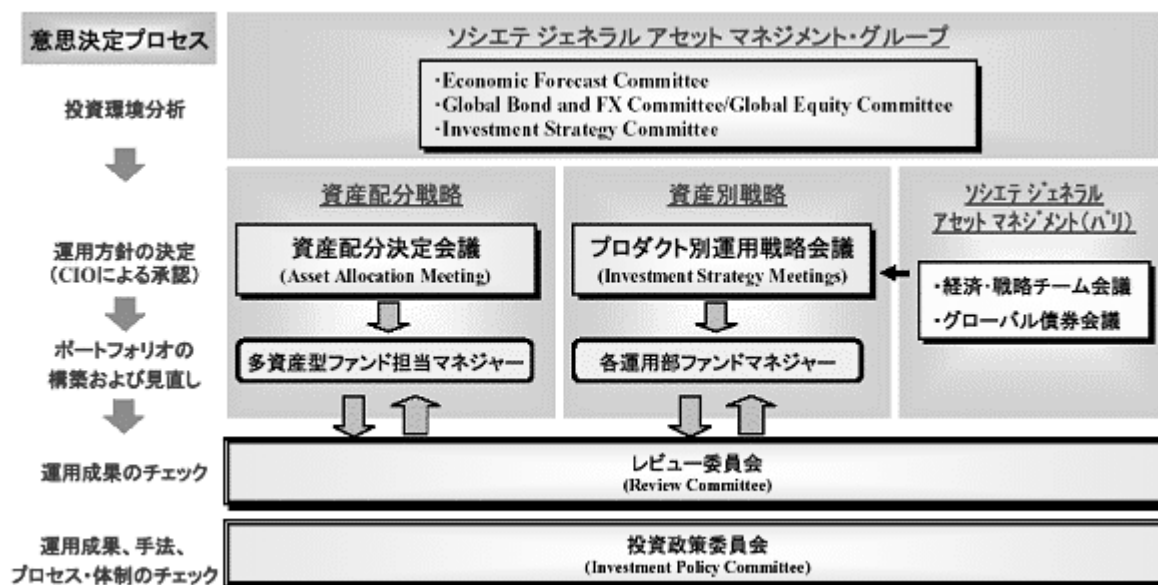
取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結のときまでとし、欠員の補充または増員により選任した取締役の任期は、前任者の残任期間と同一です。

取締役会は、取締役中より代表取締役数名を選任します。また、取締役中より会長、副会長および社長各1名、副社長3名以内、専務取締役および常務取締役若干名を選任することができます。

取締役会は、社長が招集し、議長となります。社長に事故があるとき、または欠員の場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たります。取締役会は年に4回以上開催するものとします。取締役会の招集通知は7日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この限りではありません。また取締役および監査役的全員の同意があるときは、これを省略することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

②投資運用の意思決定機構



- ・ソシエテジェネラルアセットマネジメントグループで開催される「Economic Forecast Committee」で決定したマクロ見通しをベースに「Global Bond and FX Committee」「Global Equity Committee」を経て「Investment Strategy Committee」でグループの株式・債券見通し、および運用戦略を決定します。
- ・ソシエテジェネラルアセットマネジメントグループで決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、多資産型ファンド担当マネジャーは、各運用部のファンド・マネジャーにアロケーションの指示、また各運用部のファンド・マネジャーは、ポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるレビュー委員会において、資産配分戦略、各プロダクトにおける運用評価の結果を運用関係者にフィードバックします。また必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。
- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

2【事業の内容及び営業の概況】

① 事業の内容

委託会社であるソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

② 営業の概況

委託会社の運用する投資信託（公募）は平成20年12月末日現在、35本であり、その純資産総額の合計は1,856億円です。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	5	5,162
単位型公社債投資信託	3	5,134
追加型株式投資信託	26	150,529
（うちファンド・オブ・ファンズ）	(5)	(4,167)
追加型公社債投資信託	1	24,775
合 計	35	185,600

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という）第2条の規定に基づき、第26期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）の財務諸表については、財務諸表等規則及び「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号）」（以下「投信法施行規則」という）により作成されており、第27期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の財務諸表については、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成されております。

なお、第26期事業年度（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで）については、改正前の財務諸表等規則及び投信法施行規則に基づき作成されており、第27期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については、改正後の財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成されております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和52年大蔵省令第38号）」（以下「中間財務諸表等規則」という）第38条及び第57条の規定に基づき、中間財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年8月6日内閣府令第52号）」により作成されております。

- (2) 財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。
- (3) 当社は、第26期事業年度（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）の財務諸表については、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第27期事業年度（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツによる監査を受けております。

また、第28期事業年度に係る中間会計期間（自平成20年4月1日 至平成20年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、監査法人トーマツによる中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期 別 科 目	第26期 (平成19年3月31日現在)			第27期 (平成20年3月31日現在)		
	金 額		構成比	金 額		構成比
	千円	千円	%	千円	千円	%
(資産の部)						
I 流動資産						
1 現金		279			-	
2 預金		3,111,579			-	
3 現金・預金		-			3,202,614	
4 有価証券		901,754			-	
5 前払費用		31,233			52,515	
6 未収入金		6,435			16,762	
7 未収委託者報酬 *1		479,819			458,802	
8 未収投資顧問料 *1		883,459			-	
9 未収運用受託報酬 *1		-			724,358	
10 未収投資助言報酬 *1		-			114,984	
11 繰延税金資産		112,000			133,000	
12 立替金 *1		91,736			55,448	
13 その他 *1		-			5,415	
流動資産計		5,618,294	86.5		4,763,898	63.7
II 固定資産						
1 有形固定資産						
(1)建物 *2	109,849			106,464		
(2)器具備品 *2	95,327			89,509		
有形固定資産計		205,176	3.2		195,973	2.6
2 無形固定資産						
(1)ソフトウェア	11,356			8,991		
(2)電話加入権	2,219			2,219		
(3)資産運用契約等	10,347			-		
無形固定資産計		23,923	0.4		11,210	0.1
3 投資その他の資産						
(1)投資有価証券	5,199			1,232,884		
(2)関係会社株式	168,117			168,117		
(3)関係会社長期貸付金 *1	200,000			850,000		
(4)長期差入保証金	256,346			242,313		
(5)預託金	1,000			-		
(6)ゴルフ会員権	21,890			17,890		
(7)繰延税金資産	9,000			3,000		
(8)貸倒引当金	△12,133			△10,040		
投資その他の資産計		649,419	10.0		2,504,163	33.5
固定資産計		878,518	13.5		2,711,347	36.3
資産合計		6,496,812	100.0		7,475,245	100.0

期 別 科 目	第26期 (平成19年3月31日現在)			第27期 (平成20年3月31日現在)		
	金 額		構成比	金 額		構成比
	千円	千円	%	千円	千円	%
(負債の部)						
I 流動負債						
1 預り金 *1		120,971			218,812	
2 未払金						
(1)未払償還金	76,095			23,310		
(2)未払手数料 *1	285,415			286,778		
(3)その他未払金 *1	2,687	364,197		11,302	321,389	
3 未払費用 *1		359,377			397,015	
4 未払法人税等		247,791			380,285	
5 未払消費税等		24,576			22,291	
6 前受収益		104			110	
7 賞与引当金		144,902			111,000	

8 役員賞与引当金		11,000			17,700	
9 逸失利益補償損失引当金		-			50,000	
10 その他		8,181			7,756	
流動負債計		1,281,099	19.7		1,526,357	20.4
II 固定負債						
1 賞与引当金		-			6,718	
2 役員賞与引当金		-			6,970	
3 役員退職慰労引当金		51,910			21,760	
固定負債計		51,910	0.8		35,449	0.5
負債合計		1,333,009	20.5		1,561,806	20.9
(純資産の部)						
I 株主資本						
1. 資本金		1,200,000	18.5		1,200,000	16.1
2. 資本剰余金						
(1) 資本準備金	1,076,268			1,076,268		
資本剰余金計		1,076,268	16.6		1,076,268	14.4
3. 利益剰余金						
(1) 利益準備金	110,093			110,093		
(2) その他利益剰余金						
別途積立金	1,000,000			1,600,000		
繰越利益剰余金	1,776,645			1,925,091		
利益剰余金計		2,886,738	44.4		3,635,184	48.6
株主資本計		5,163,006	79.5		5,911,452	79.1
II 評価・換算差額等						
1. その他有価証券評価差額金		797	0.0		1,987	0.0
評価・換算差額等計		797	0.0		1,987	0.0
純資産合計		5,163,803	79.5		5,913,439	79.1
負債・純資産合計		6,496,812	100.0		7,475,245	100.0

(2)【損益計算書】

期 別 科 目	第26期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)			第27期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		
	金 額	百分比		金 額	百分比	
I 営業収益	千円	千円	%	千円	千円	%
1 委託者報酬	2,555,977			2,805,185		
2 投資顧問料	3,558,964			-		
3 運用受託報酬	-			2,892,999		
4 投資助言報酬	-	6,114,941	100.0	346,425	6,044,609	100.0
II 営業費用						
1 支払手数料	1,319,684			1,414,304		
2 広告宣伝費	70,241			121,768		
3 公告費	7,204			1,731		
4 受益証券発行費	4,230			180		
5 調査費						
(1)調査費	396,187			426,925		
(2)委託調査費	232,048			248,367		
6 営業雑経費						
(1)通信費	11,658			13,100		
(2)印刷費	128,964			209,732		
(3)協会費	19,059	2,189,274	35.8	724	2,436,832	40.3
III 一般管理費						
1 給料						
(1)役員報酬	*1 149,383			144,261		

(2)給料・手当	1,540,556			1,564,340		
(3)賞与	251,002			215,348		
(4)役員賞与	47,874			29,720		
2 交際費	14,253			10,355		
3 旅費交通費	112,513			122,882		
4 租税公課	35,169			33,103		
5 不動産賃借料	217,684			223,834		
6 賞与引当金繰入	144,902			119,000		
7 役員賞与引当金繰入	11,000			26,000		
8 退職給付費用	86,836			49,801		
9 固定資産減価償却費	37,846			31,769		
10 福利厚生費	242,771			253,778		
11 諸経費	215,975	3,107,763	50.8	168,475	2,992,666	49.5
営業利益		817,903	13.4		615,111	10.2
IV 営業外収益						
1 受取配当金 *2	5			577,543		
2 有価証券利息	2,673			9,508		
3 受取利息	1,466			11,908		
4 有価証券売却益	238			-		
5 投資有価証券売却益	-			536		
6 投資信託監査報酬差益	11,888			24,608		
7 為替差益	8,794			-		
8 雑収入	1,229	26,293	0.4	1,863	625,966	10.4
V 営業外費用						
1 為替差損	-			28,478		
2 雑損失	123	123	0.0	287	28,766	0.5
経常利益		844,073	13.8		1,212,311	20.1
VI 特別利益						
1 貸倒引当金戻入益	16,000			-		
2 業務補助補償 *3	-			61,996		
3 過年度計上未払費用訂正	-			12,321		
4 残余財産分配益	-			1,180		
5 投資有価証券売却益	54,478			-		
6 分配金償還金時効益	143,169	213,646	3.5	47,915	123,412	2.0
VII 特別損失						
1 器具備品除却損	6,415			337		
2 逸失利益補償損失引当金繰入	-			50,000		
3 過年度受取報酬返還損	7,092			-		
4 投資有価証券評価損	2,000	15,507	0.3	-	50,337	0.8
税引前当期純利益		1,042,212	17.0		1,285,386	21.3
法人税、住民税及び事業税	402,909			538,091		
法人税、住民税及び事業税還付税額	-			12,036		
法人税、住民税及び事業税追徴税額	-			26,700		
法人税等調整額	64,977	467,886	7.7	△15,816	536,940	8.9
当期純利益		574,326	9.4		748,446	12.4

(3)【株主資本等変動計算書】

第26期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	1,200,000

	当期末残高	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
資本剰余金合計	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	110,093
	当期末残高	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金	前期末残高	400,000
	当期変動額 別途積立金の積立	600,000
	当期末残高	1,000,000
繰越利益剰余金	前期末残高	1,802,319
	当期変動額 別途積立金の積立	△600,000
	当期純利益	574,326
	当期末残高	1,776,645
利益剰余金合計	前期末残高	2,312,412
	当期変動額	574,326
	当期末残高	2,886,738
株主資本合計	前期末残高	4,588,680
	当期変動額	574,326
	当期末残高	5,163,006
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	△13,436
	当期変動額（純額）	14,233
	当期末残高	797
純資産合計	前期末残高	4,575,244
	当期変動額	588,559
	当期末残高	5,163,803

第27期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	1,200,000
	当期末残高	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
資本剰余金合計	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	110,093
	当期末残高	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金	前期末残高	1,000,000
	当期変動額 別途積立金の積立	600,000
	当期末残高	1,600,000
繰越利益剰余金	前期末残高	1,776,645
	当期変動額 別途積立金の積立	△600,000
	当期純利益	748,446
	当期末残高	1,925,091
利益剰余金合計	前期末残高	2,886,738
	当期変動額	748,446
	当期末残高	3,635,184
株主資本合計	前期末残高	5,163,006
	当期変動額	748,446
	当期末残高	5,911,452
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	797

純資産合計	当期変動額（純額）	1,189
	当期末残高	1,987
	前期末残高	5,163,803
	当期変動額	749,635
	当期末残高	5,913,439

重要な会計方針

	第26期 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	第27期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。	(1) 有価証券 子会社株式 同 左 その他有価証券 時価のあるもの 同 左 時価のないもの 同 左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年 ～ 24年 器具備品 4年 ～ 20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法を採用しております。 また、資産運用契約等については効果が及ぶと見込まれる期間（5年）で償却しております。	(1) 有形固定資産 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年 ～ 24年 器具備品 2年 ～ 20年 (2) 無形固定資産 同 左
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。 なお、当期から支給対象期間を4月1日から3月31日までを1月1日から12月31日までに変更しております。これによる損益に与える影響はありません。	(1) 貸倒引当金 同 左 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。 当事業年度よりある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

	(3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 役員の退職に伴う慰労金の支給に備えるため、当期末において社内の規定に基づく支給見込額を計上しております。	(3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当期に帰属する額を計上しております。 当事業年度よりある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該役員賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。 (4) 役員退職慰労引当金 同 左 (5) 逸失利益補償損失引当金 顧客の資金運用に係る逸失利益につき、当社の補償負担額を見込計上しております。
4. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	同 左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。	消費税等 同 左

会計方針の変更

第26期 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	第27期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
当事業年度から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。 これまでの「資本の部」の合計に相当する金額は5,163,803千円であります。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成しております。	
	当社は法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

表示方法の変更

第26期 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	第27期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
	(貸借対照表) 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前事業年度において、「未収投資顧問料」として表示した投資一任契約によって得た分については、当事業年度から「未収運用受託報酬」として表示し、投資助言契約によって得た分については、「未収投資助言報酬」として表示しております。 なお、前事業年度の「未収投資顧問料」に含まれる「未収運用受託報酬」は798,011千円、「未収投資助言報酬」は、85,449千円であります。 (損益計算書) 金融商品取引法の改正（証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）及び証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号））に伴い、前事業年度において、「投資顧問料」として表示されていた収益のうち、投資一任契約によって得た分については、当事業年度から「運用受託報酬」として表示し、投資助言契約によって得た分については、「投資助言報酬」として表示しております。 なお、前事業年度の「投資顧問料」に含まれる「運用受託報酬」は3,313,764千円、「投資助言報酬」は、245,200千円であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

第26期 (平成19年3月31日現在)	第27期 (平成20年3月31日現在)																								
*1. 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>未収投資顧問料</td><td>92,891千円</td></tr> <tr> <td>関係会社長期貸付金</td><td>200,000千円</td></tr> </table>	未収投資顧問料	92,891千円	関係会社長期貸付金	200,000千円	*1. 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>未収委託者報酬</td><td>39,094千円</td></tr> <tr> <td>未収運用受託報酬</td><td>31,655千円</td></tr> <tr> <td>未収投資助言報酬</td><td>75,675千円</td></tr> <tr> <td>立替金</td><td>10,312千円</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>4,440千円</td></tr> <tr> <td>関係会社長期貸付金</td><td>850,000千円</td></tr> <tr> <td>預り金</td><td>898千円</td></tr> <tr> <td>未払手数料</td><td>20,346千円</td></tr> <tr> <td>その他未払金</td><td>5,172千円</td></tr> <tr> <td>未払費用</td><td>50,311千円</td></tr> </table>	未収委託者報酬	39,094千円	未収運用受託報酬	31,655千円	未収投資助言報酬	75,675千円	立替金	10,312千円	その他	4,440千円	関係会社長期貸付金	850,000千円	預り金	898千円	未払手数料	20,346千円	その他未払金	5,172千円	未払費用	50,311千円
未収投資顧問料	92,891千円																								
関係会社長期貸付金	200,000千円																								
未収委託者報酬	39,094千円																								
未収運用受託報酬	31,655千円																								
未収投資助言報酬	75,675千円																								
立替金	10,312千円																								
その他	4,440千円																								
関係会社長期貸付金	850,000千円																								
預り金	898千円																								
未払手数料	20,346千円																								
その他未払金	5,172千円																								
未払費用	50,311千円																								
*2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>49,417千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>33,118千円</td></tr> </table>	建物	49,417千円	器具備品	33,118千円	*2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>建物</td><td>57,897千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>37,490千円</td></tr> </table>	建物	57,897千円	器具備品	37,490千円																
建物	49,417千円																								
器具備品	33,118千円																								
建物	57,897千円																								
器具備品	37,490千円																								

3. 営業保証金の供託に代えて、金融機関に25,000千円の支払保証を委託しており、保証が実行された場合には、当社に同額の求償債務が生じることになります。	3. 金融機関に25,000千円の支払保証を委託しており、保証が実行された場合には、当社に同額の求償債務が生じることになります。
---	--

[次へ](#)

(損益計算書関係)

第26期 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)	第27期 (自 平成19年 4月 1日 至 平成20年 3月31日)
*1. 役員報酬の限度額は次のとおりであります。 取締役 月額 250,000千円以内 監査役 月額 20,000千円以内	—————
—————	*2. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、 以下のとおりです。 受取配当金 577,514千円
—————	*3. 特別利益に含まれる業務補助補償 業務補助補償は、ソシエテジェネラルアセットマ ネジメント オルタナティブ インベストメントが 日本における業務の推進を図るために当社が提供 した役務に対する対価のうち、前事業年度以前に発 生したものについてソシエテジェネラルアセット マネジメント オルタナティブ インベストメント から支払われたものであります。なお、当事業年度 に発生したものについては、発生した費用と相殺し ております。

(株主資本等変動計算書関係)

第26期 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

第27期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)				
1. 発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

(リース取引関係)

第26期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)	第27期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)
(単位：千円) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引	(単位：千円) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの 以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額
及び期末残高相当額

	取得価額 相 当 額	減価償却 累 計 額 相 当 額	期末残高 相 当 額
器具備品	53,427	38,910	14,517
ソフトウェア	10,011	8,556	1,455
合計	63,438	47,466	15,972

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	9,553
1 年 超	6,784
合計	16,337

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	12,916
減価償却費相当額	12,287
支払利息相当額	438

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を
利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法に
によっております。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額
及び期末残高相当額

	取得価額 相 当 額	減価償却 累 計 額 相 当 額	期末残高 相 当 額
器具備品	29,911	20,854	9,057
ソフトウェア	1,565	1,252	313
合計	31,476	22,106	9,370

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年以内	5,784
1 年 超	3,763
合計	9,547

(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額

支払リース料	10,247
減価償却費相当額	9,843
支払利息相当額	222

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法
によっております。

(5) 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額
を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法に
によっております。

(有価証券関係)

第26期

（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）

1. 子会社株式で時価のあるもの
該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	399,505	399,780	275
	(3) その他	4,100	5,169	1,069
	小計	403,605	404,949	1,344
合計		403,605	404,949	1,344

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	98,878	54,478	-

4. 時価評価されていない主な有価証券の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (千円)
(1) 子会社株式 子会社株式	168,117
(2) その他有価証券 MMF	501,974

非上場株式

30

5. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	399,780	-	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
2. その他	-	-	-	-
合計	399,780	-	-	-

第27期

(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

1. 子会社株式で時価のあるもの
該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	1,222,404	1,226,700	4,296
	(3) その他	-	-	-
	小計	1,222,404	1,226,700	4,296
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他	7,100	6,154	△946
	小計	7,100	6,154	△946
合計		1,229,504	1,232,854	3,350

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
投資信託	503,978	536	-

4. 時価評価されていない主な有価証券の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (千円)
(1) 子会社株式 子会社株式	168,117
(2) その他有価証券 非上場株式	30

5. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	303,900	922,800	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
2. その他	-	-	-	-
合計	303,900	922,800	-	-

(デリバティブ取引関係)

第26期

(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第27期

（自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（関連当事者との取引）

第26期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）

1. 親会社及び法人主要株主等

属 性	会 社 等 の 名 称	住 所	資本金 又は 出資金	事業の 内 容 又は 職 業	議決権等 の被所有 割 合	関 係 内 容		取引の内容	取引 金額 (千円)	科 目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ソシエテ ジェネラル アセットマネジメント	フランス パリ市	303百万 ユーロ	投 資 顧問業	(被所有) 間接100%	兼任 1人	事業の統括 及び管理	運用再委託収入 *1	378,359	未収投資 顧問料	86,591
親会社	SGAMノースパシフィック 株式会社	東京都 中央区	3,150 百万円	有価証券 の保有	(被所有) 直接100%	兼任 2人	持株会社	資金の貸付 *2	100,000	長期貸付金	200,000

（注）

- ソシエテ ジェネラル アセットマネジメントは、SGAMノースパシフィック株式会社の議決権を99.2%直接所有しております。なお、SGAMノースパシフィック株式会社は、平成18年8月18日付にて、ソシエテ・ジェネラル投資顧問株式会社から商号を変更しております。
- 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - *1 運用再委託収入等については、当該各契約に基いて決定しております。
 - *2 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。
- 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社

属 性	会 社 等 の 名 称	住 所	資本金 又は 出資金	事業の 内 容 又は 職 業	議決権 等の所有 (被所有) 割 合	関 係 内 容		取引の内容	取引 金額 (千円)	科 目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会 社	ソシエテジェネラルアセット マネジメント オルタナティ ブ インベストメント	フランス パリ市	68,673 千ユーロ	投 資 顧問業	なし	なし	運用再委託	支払授信手数料 *1	15,223	未払 手数料	20,390
							運用再委託	支払投資顧問料 *1	77,365	未払投資 顧問料	97,062
親会社 の子会 社	ソシエテ ジェネラル バンク アンド トラスト ルクセン ブルグ	ルクセン ブルグ ルクセン ブルグ市	1,179 百万ユーロ	銀行業	なし	なし	運用再委託	運用再委託収入 *1	528,713	未収投資 顧問料	38,747
親会社 の子会 社	ソシエテ ジェネラル アセッ ト マネジメント ルクセン ブルグ	ルクセン ブルグ ルクセン ブルグ市	4,000 千ユーロ	投 資 顧問業	なし	なし	運用再委託	運用再委託収入 *1	232,125	未収投資 顧問料	33,433

(注)

- ソシエテジェネラルアセットマネジメント オルタナティブ インベストメント及びソシエテジェネラルアセットマネジメント
ルクセンブルグは、ソシエテジェネラルアセットマネジメントの子会社であり、ソシエテジェネラル バンク アンド トラスト
ルクセンブルグはソシエテジェネラル（ソシエテジェネラルアセットマネジメントの親会社）の子会社です。
- 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 運用再委託収入、支払投資顧問料及び支払投信手数料については、当該各契約に基いて決定しております。
- 上記金額には消費税等は含まれておりません。

第27期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

1. 親会社及び法人主要株主等

属 性	会 社 等 の 名 称	住 所	資本金 又 は 出資金	事業の 内 容 又 は 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割 合	関 係 内 容		取引の内容	取引 金額 (千円)	科 目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	ソシエテ ジェネラル アセットマネジメント	フランス パリ市	307百万 ユーロ	投 資 顧問業	(被所有) 間接100%	兼任 1人	事業の統括 及び管理	運用受託報酬 *1	129,707	未収運用 受託報酬	31,610
								投資助言報酬 *1	173,760	未収投資 助言報酬	73,403
親会社	SGAMノースパシフィック 株式会社	東京都 中央区	3,150 百万円	有価証券 の保有	(被所有) 直接100%	兼任 2人	持株会社	貸付金の返済	200,000	-	-
								資金の貸付 *2	850,000	長期貸付金	850,000
								利息の受取 *2	11,579	未収利息	3,788

(注)

- ソシエテ ジェネラル アセットマネジメントは、SGAMノースパシフィック株式会社の議決権を99.2%直接所有しております。
- 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 運用受託報酬及び投資助言報酬については、当該各契約に基いて決定しております。

*2 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は一括返済としております。なお担保は受け入
れておりません。
- 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 兄弟会社

属 性	会 社 等 の 名 称	住 所	資本金 又 は 出資金	事業の 内 容 又 は 職 業	議決権等 の所有 (被所有) 割 合	関 係 内 容		取引の内容	取引 金額 (千円)	科 目	期末 残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社 の子会 社	ソシエテジェネラルアセット マネジメント オルタナティ ブ インベストメント	フランス パリ市	68,673 千ユーロ	投 資 顧問業	なし	なし	運用再委託	支払投信手数料 *1	14,913	未払手数料	32,210
								支払投資顧問料 *1	49,245	未払投資 顧問料	146,307
							業務補助	経費の立替 *2	209,592	立替金	34,131
								業務補助補償 *3	61,996	-	-
親会社 の子会 社	ソシエテ ジェネラル バンク アンド トラスト ルクセン ブルグ	ルクセン ブルグ ルクセン ブルグ市	1,179 百万ユーロ	銀行業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	438,229	未収運用 受託報酬	15,685
親会社 の子会 社	ソシエテ ジェネラル アセッ ト マネジメント ルクセン ブルグ	ルクセン ブルグ ルクセン ブルグ市	5,000 千ユーロ	投 資 顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	146,494	未収運用 受託報酬	11,094

(注)

1. ソシエテジェネラルアセットマネジメント オルタナティブ インベストメント及びソシエテジェネラルアセットマネジメント
ルクセンブルグは、ソシエテジェネラルアセットマネジメントの子会社であり、ソシエテジェネラル バンク アンド トラスト
ルクセンブルグはソシエテジェネラル（ソシエテジェネラルアセットマネジメントの親会社）の子会社です。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - *1 運用受託報酬、支払投資顧問料及び支払投信手数料については、当該各契約に基づいて決定しております。
 - *2 経費の立替は、契約に基づいて当社が当該兄弟会社のためにに行っている支払であり、人件費及び経費の実額であります。
 - *3 業務補助補償は、契約に基づいて当社が提供した役務対価であり、前事業年度以前に発生したものについて同社から支払
を受けたものであります。
3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第26期 (平成19年3月31日現在)	第27期 (平成20年3月31日現在)
	千円	千円
繰延税金資産		
子会社株式に係る株式配当認定益	17,208	17,208
賞与引当金等損金算入限度超過額	75,874	70,287
貸倒引当金損金算入限度超過額	4,937	4,085
未払事業税等否認額	23,722	43,371
ゴルフ会員権評価損否認額	35,458	21,773
役員退職慰労引当金繰入否認額	21,122	8,854
逸失利益補償損失引当金繰入否認額	-	20,345
過年度債権償却否認額	-	3,036
投資有価証券評価損	814	-
繰延税金資産小計	179,135	188,959
評価性引当額	△57,588	△51,596
繰延税金資産合計	121,547	137,363
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 547	△ 1,363
繰延税金資産の純額	121,000	136,000

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった
主要な項目別の内訳

	第26期 (平成19年3月31日現在)	第27期 (平成20年3月31日現在)
法定実効税率	40.69%	
(調 整)		
評価性引当額	0.46%	法定実効税率と税効果会計適用
住民税均等割	0.22%	後の法人税等の負担率との間の
交際費等永久に損金に算入されない項目	3.18%	差異が法定実効税率の百分の五
過年度費用のうちの当事業年度認容	-	以下であるため注記を省略して
その他	0.33%	おります。
税効果会計適用後の法人税等の負担率	44.89%	

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、平成14年10月1日より、確定拠出型年金制度を採用しております。

2. 退職給付費用の額

（単位：千円）

	第26期 (平成19年3月31日現在)	第27期 (平成20年3月31日現在)
退職給付費用*1	40,152	567
その他 *2	46,684	49,234
合計	86,836	49,801

*1退職給付費用は、退職金支払額であります。

*2 その他は、確定拠出型年金への掛金支払額であります。

（1株当たり情報）

第26期 (自 平成18年4月 1日 至 平成19年3月31日)		第27期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	
1株当たり純資産額	2,151.58円	1株当たり純資産額	2,463.93円
1株当たり当期純利益金額	239.30円	1株当たり当期純利益金額	311.85円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。 当期純利益 574,326千円 普通株式に係る当期純利益 574,326千円 期中平均株式数 2,400千株		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。 当期純利益 748,446千円 普通株式に係る当期純利益 748,446千円 期中平均株式数 2,400千株	

（重要な後発事象）

第26期 (自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)
平成19年6月11日開催の取締役会において、平成19年6月29日付で当社の親会社であるSGAMノースパシフィック株式会社と金銭消費貸借契約を締結し、同日貸付を実行する旨の決議が行われました。当該貸付は親会社における資金状況を鑑み実行したものであり、契約の主な内容は以下の通りであります。 新規貸付分 貸付金額 650,000千円 弁済期日 平成22年7月2日 利率 3年LIBOR+スプレッド

第27期 (自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)
該当事項はありません。

[次へ](#)

(1) 中間貸借対照表

期 別	当中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
	金 額	構 成 比
科 目		
(資産の部)	千円	%
I 流動資産		
1 現金・預金	2,705,764	
2 有価証券	301,800	
3 未収委託者報酬	874,400	
4 未収運用受託報酬	1,019,972	
5 未収投資助言報酬	95,079	
6 その他	315,373	
流動資産計	5,312,387	68.6
II 固定資産		
1 有形固定資産	222,652	2.9
2 無形固定資産	12,798	0.2
3 投資その他の資産		
(1) 投資有価証券	919,190	
(2) 関係会社株式	168,117	
(3) 関係会社長期貸付金	850,000	
(4) 長期差入保証金	236,877	
(5) その他	38,890	
(6) 貸倒引当金	△11,340	
投資その他の資産計	2,201,734	28.4
固定資産計	2,437,184	31.4
資産合計	7,749,571	100.0
(負債の部)		
I 流動負債		
1 リース債務	14,404	
2 未払償還金	15,461	
3 未払手数料	500,949	
4 未払費用	319,050	
5 前受収益	1,552	
6 未払法人税等	212,874	
7 賞与引当金	299,507	
8 役員賞与引当金	48,529	
9 その他	119,349	
流動負債計	1,531,674	19.8
II 固定負債		

1	リース債務	15,211	
2	賞与引当金	6,718	
3	役員賞与引当金	6,970	
	固定負債計	28,900	0.4
	負債合計	1,560,575	20.1
(純資産の部)			
I 株主資本			
1	資本金	1,200,000	15.5
2	資本剰余金		
	資本準備金	1,076,268	
	資本剰余金計	1,076,268	13.9
3	利益剰余金		
(1)	利益準備金	110,093	
(2)	その他利益剰余金		
	別途積立金	1,600,000	
	繰越利益剰余金	2,207,051	
	利益剰余金計	3,917,143	50.5
	株主資本計	6,193,412	79.9
II 評価・換算差額等			
	その他有価証券評価差額金	△4,415	
	評価・換算差額等計	△4,415	△0.1
	純資産合計	6,188,997	79.9
	負債・純資産合計	7,749,571	100.0

(2) 中間損益計算書

科 目	期 別	当中間会計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)	
		金 額	百 分 比
		千円	%
I 営業収益		3,063,563	100.0
II 営業費用		1,283,100	41.9
III 一般管理費	*1	1,475,520	48.2
営業利益		304,944	10.0
IV 営業外収益		52,611	1.7
V 営業外費用		26	0.0
経常利益		357,529	11.7
VI 特別利益		22,350	0.7
VII 特別損失		26	0.0
税引前中間純利益		379,854	12.4
法人税、住民税及び事業税		206,467	6.7
法人税、住民税及び事業税還付税額		52,965	1.7
法人税等調整額		△55,608	△1.8
中間純利益		281,959	9.2

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日）

(単位：千円)

株主資本		
資本金	前期末残高	1,200,000
	当中間会計期間末残高	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	1,076,268
	当中間会計期間末残高	1,076,268
資本剰余金合計	前期末残高	1,076,268
	当中間会計期間末残高	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	110,093
	当中間会計期間末残高	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金	前期末残高	1,600,000
	当中間会計期間末残高	1,600,000
繰越利益剰余金	前期末残高	1,925,091
	当中間会計期間変動額 中間純利益	281,959
	当中間会計期間末残高	2,207,051
利益剰余金合計	前期末残高	3,635,184
	当中間会計期間変動額	281,959
	当中間会計期間末残高	3,917,143
株主資本合計	前期末残高	5,911,452
	当中間会計期間変動額	281,959
	当中間会計期間末残高	6,193,412
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	1,987
	当中間会計期間変動額（純額）	△6,402
	当中間会計期間末残高	△4,415
純資産合計	前期末残高	5,913,439
	当中間会計期間変動額	275,558
	当中間会計期間末残高	6,188,997

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項 目	当中間会計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)				
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。				
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 <table data-bbox="683 1137 1011 1218"> <tr> <td>建物</td><td>10年～24年</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>4年～20年</td></tr> </table> (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年～5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零として算定する方法によっております。 （会計方針の変更） 当中間会計期間から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。 なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響は軽微であります。	建物	10年～24年	器具備品	4年～20年
建物	10年～24年				
器具備品	4年～20年				

3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されています。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されています。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。 (4) 逸失利益補償損失引当金 顧客の資金運用に係る逸失利益につき、当社の補償負担額を見込計上しております。
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。 また、仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額	112,498 千円
2 金融機関に 25,000 千円の支払保証を委託しており、保証が実行された場合には、当社に同額の求償債務が生じることになります。	

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日)	
*1. 減価償却実施額	
有形固定資産	17,247 千円
無形固定資産	1,622 千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 平成20年4月 1日 至 平成20年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末(千株)	増加（千株）	減少（千株）	当中間会計期間末(千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

当中間会計期間末 （自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日）
所有権移転外ファイナンス・リース取引 （1）リース資産の内容 有形固定資産 器具備品 （2）リース資産の減価償却方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（有価証券関係）

当中間会計期間末
(平成20年9月30日現在)

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの

(単位：千円)

種 類	取得原価	中間貸借対照表計上額	差 額
債 券	1,222,404	1,216,260	△6,144
その他	6,000	4,700	△1,300
合 計	1,228,404	1,220,960	△7,444

4. 時価評価されていない主な有価証券

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額
(1)子会社株式	168,117
(2)その他有価証券 非上場株式	30

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間末 (平成20年9月30日現在)
当中間会計期間末の残高はありません。

（1株当たり情報）

当中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日)	
1株当たり純資産額	2,578円75銭
1株当たり中間純利益	117円48銭
(1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。	
(2) 1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。	
中間純利益	281,959 千円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る中間純利益	281,959 千円
期中平均株式数	2,400 千株

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ①自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ②運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）または子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- ④委託者の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤上記③④に掲げるもののほか、委託者の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5【その他】

(1) 取締役の変更

取締役は、株主総会において選任されます。取締役の選任は、発行済み株式総数の過半数に当たる株式を有する株主が出席し、その決議権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期によるものとします。

取締役の変更があった場合には、監督官庁に届け出なければなりません。また取締役が、他の会社の取締役、会計参与、監査役もしくは執行役に就任した場合または退任した場合には、遅滞なくその旨を内閣総理大臣に届け出ることが必要です。

(2) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(3) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資 本 の 額 (平成20年3月末日現在)	事 業 の 内 容
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。登録証券業務のサービスも提供しています。

(2) 販売会社

名 称	資 本 の 額 (平成20年3月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社SBI証券	47,937百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
ひろぎんウツミ屋証券株式会社	6,100百万円	
エース証券株式会社	8,831百万円	
愛媛証券株式会社	100百万円	
オリックス証券株式会社	3,000百万円	
香川證券株式会社	555百万円	
そしあす証券株式会社	4,727百万円	
東海東京証券株式会社	36,000百万円	
日本インベスターズ証券株式会社	1,403百万円	
株式会社証券ジャパン	3,000百万円 ^{*1}	
のぞみ証券株式会社	2,091百万円	
三菱UFJ証券株式会社	65,518百万円	
楽天証券株式会社	7,400百万円	
リテラ・クレア証券株式会社	3,794百万円	
日興コーディアル証券株式会社	100,000百万円	
内藤証券株式会社	3,024百万円	
廣田証券株式会社	600百万円	
丸大証券株式会社	365百万円	
ワイエム証券株式会社	1,270百万円	
フィデリティ証券株式会社	3,207百万円	
日産センチュリー証券株式会社	3,028百万円	
浜銀TT証券株式会社	3,307百万円 ^{*2}	
株式会社荘内銀行	14,200百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、登録証券業務のサービスも提供しています。
株式会社但馬銀行	5,481百万円	
株式会社鳥取銀行	9,061百万円	
株式会社新生銀行	476,200百万円 ^{*1}	
株式会社広島銀行	54,573百万円	
株式会社ジャパンネット銀行	37,250百万円 ^{*1}	
住友信託銀行株式会社	287,283百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。登録証券業務のサービスも提供しています。

※1 平成20年9月末現在

※2 平成20年11月現在

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

《参考情報》再信託受託会社の概要（平成20年3月末日現在）

名 称	： 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資 本 金	： 10,000百万円
資本構成	： 三菱UFJ信託銀行株式会社46.5%、日本生命保険相互会社33.5%、明治安田生命保険相互会社10.0%、農中信託銀行株式会社10.0%
業務の内容	： 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的	： 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託者から再信託受託者（日本マスタートラスト信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

ファンドの販売会社として、ファンドの販売業務を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当計算期間において提出された、ファンドにかかる金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下の通りです。

平成19年11月13日	有価証券届出書の訂正届出書
平成19年12月 3日	有価証券届出書の訂正届出書
平成20年 1月21日	有価証券報告書 有価証券届出書
平成20年 2月28日	有価証券届出書の訂正届出書
平成20年 3月13日	有価証券届出書の訂正届出書
平成20年 6月18日	臨時報告書
平成20年 7月 1日	有価証券届出書の訂正届出書
平成20年 7月18日	有価証券届出書の訂正届出書
平成20年 7月18日	半期報告書
平成20年 8月 4日	有価証券届出書の訂正届出書
平成20年 9月 1日	有価証券届出書の訂正届出書

独立監査人の監査報告書

平成19年12月21日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員	公認会計士	高尾幸治印
業務執行社員		
代表社員	公認会計士	英公一印
業務執行社員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSGロシア東欧株ファンドの平成18年10月21日から平成19年10月22日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SGロシア東欧株ファンドの平成19年10月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年12月9日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	高尾 幸治 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	亀井 純子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSG ロシア東欧株ファンドの平成19年10月23日から平成20年10月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SG ロシア東欧株ファンドの平成20年10月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成19年6月27日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士 後 藤 順 子 印

指 定 社 員
業務執行社員

公認会計士 鈴 木 吉 彦 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第26期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成19年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成20年6月10日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員	公認会計士	後 藤 順 子	印
業 務 執 行 社 員			
指 定 社 員	公認会計士	鈴 木 吉 彦	印
業 務 執 行 社 員			

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第27期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成20年12月10日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

監査法人 トーマツ

指定社員 業務執行社員	公認会計士	後藤 順子	印
指定社員 業務執行社員	公認会計士	鈴木 吉彦	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第28期事業年度の中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成20年4月1日から平成20年9月30日まで）

の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上